

第1回 西宮市幼児期の教育・保育審議会

【資料集】

(資料1～4：P1～P43)

平成22年7月20日(火) 10:30～12:30

市役所 東館8階 801・802会議室

資料一覧(目次)

第1回 西宮市幼児期の教育・保育審議会 資料一覧(目次)

資料1：審議会条例等関係資料(P1～P10)

1. 審議会委員・事務局職員名簿一覧
2. 条例・要綱関係
 - (1) 西宮市附属機関条例(抜粋)
 - (2) 西宮市幼児期の教育・保育審議会運営要綱
 - (3) 西宮市幼児期の教育・保育審議会の公開に関する要領
 - (4) その他：参画と協働の推進に関する条例、情報公開条例抜粋
3. 諮問書

資料2：現状分析(P11～P27)

1. これまでの市の取り組みと国の動き
2. 西宮市の現状
 - (1) 人口と就学前児童数の推移と将来推計
 - (2) 出生数・合計特殊出生率・完結出生児数
 - (3) 年齢別及び居住年数別出生数の推移
 - (4) 未婚率の推移
 - (5) 女性の年齢別就労状況(全体・有配偶者別)
3. 幼稚園と保育所の状況と比較
 - (1) 幼稚園・保育所の制度比較
 - (2) 西宮市の幼稚園・保育所の状況
 - 市内幼稚園一覧(定員、利用者数、利用率、施設面積等)
 - 市内保育所一覧(定員、利用者数、利用率、施設面積等)
 - 幼稚園・保育所等の配置図(小学校区別)【別紙】・・・当日配布
 - (3) 保育所需要率と幼稚園入園率の推移と他市との比較
 - 保育所需要率と幼稚園入園率の推移
 - 保育所需要率と幼稚園入園率の他市比較(中核市世及び近隣都市：H20年度)
 - (4) 保育所の待機児童数の推移
 - (5) 就学前児童の居場所
 - (6) 公費投入と保護者負担の施設別比較
 - 運営経費と公費投入・保護者負担の比較
 - 児童一人あたり月額運営経費・公費投入・保護者負担の比較
 - 児童一人あたりの保育者・施設等の比較
4. 保護者ニーズについて(「西宮市次世代育成支援行動計画策定のためのニーズ調査」から)
 - (1) 調査概要
 - (2) 世帯の家族状況と就労状況
 - (3) 勤務形態(フルタイム・パートタイム)別の就労状況

- (4) 無職の母親の就労希望とその形態
- (5) 出産前後の離職有無とその理由
- (6) 利用したい又は足りていないと思う保育サービス
- (7) 認定こども園(認知度・利用意向・利用したい理由)
- (8) 子育てと仕事の両立で大変なこと
- (9) 地域・近所との付き合いの程度
- (10) 少子化対策・子育て支援について

資料3：課題整理(P28～P39)

- 1. 課題の整理(現状と課題)
- 2. 各施設や保護者等へのアンケート調査について
 - (1) 公立・私立幼稚園/公立・私立保育所編
 - (2) 保護者・市民等編

資料4：審議会の進め方(P40～P43)

- 1. 作業部会について 作業部会の設置と進め方(案)
- 2. 審議会スケジュール(全体)
- 3. 大学への調査・研究委託の概要(案)
- 4. 用語の解説

関係資料(冊子)・・・当日配布

- 西宮市次世代育成支援行動計画【後期計画】(H22.3)
- 西宮市次世代育成支援行動計画【後期計画】策定のためのニーズ調査(H21.3)
- 西宮市社会保障審議会答申(H17.6)
- 西宮市保育所民間移管計画【案】(H19.7)
- 西宮市保育所待機児童解消計画(H21.3)
- 西宮市立幼稚園将来構想検討委員会答申(H20.9)
- 西宮市立幼稚園教育振興プラン【素案】(H21.8)
- 西宮市立幼稚園教育振興プラン【素案】に対するパブリック・コメント手続きの実施結果(H21.12)
- 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱(H22.6.25)
- 障害者制度改革推進会議 第6回会議資料(障害者支援に関する意見一覧)(H22.3.30)

その他(別紙)・・・当日配布

- 委嘱状
- 会議次第
- 座席表

1 . 審議会委員・事務局職員名簿一覧

西宮市幼児期の教育・保育審議会 委員名簿

所属団体・役職名等		氏 名
施設関係団体	西宮市私立幼稚園連合会 理事長 (関西学院聖和幼稚園 園長)	イハラ ダイ 出原 大
	西宮市民間保育所協議会 会長 (なぎさ保育園 園長)	ウチダ スミ 内田 澄生
支援団体 子育て	西宮市民生委員・児童委員会 (今津地区今津校区主任児童委員)	クマガイ ヒロ 熊谷 智恵子
	NPO 法人はらっぱ 理事長	マエダ ヒロミ 前田 公美
公募委員	会社役員	ハマシマ ヨシ 濱嶋 好美
	主婦	ムラカミ ミチコ 村上 美也子
学識経験者	関西学院大学 准教授	ウエカミ 修 上中 修
	武庫川女子大学 准教授	クラシイ 哲也 倉石 哲也
	武庫川女子大学 非常勤講師 (元市立西宮養護学校長)	カウシイ 修一郎 酒井 修一郎
	神戸松蔭女子学院大学 教授	テラミ ヨコ 寺見 陽子

敬称略 所属順

合計：10名

西宮市幼児期の教育・保育審議会 事務局職員一覧

局	役 職	氏 名	2 回目以降
	市 長	河野 昌弘	
健康福祉局	健康福祉局長	片桐 茂	
	こども部長	多田 祥治	
	子育て企画グループ長	伊藤 隆	
	保育所事業グループ長	尚山 和男	
	保育指導担当参事	清原 昭代	
	子育て総合センター所長	小田桐 正	
	子育て企画グループ係長	北田 晋一	
	子育て企画グループ主事	河内 紀子	
	保育所事業グループ課長補佐	緒方 剛	
	保育所事業グループ係長	福井 寿実江	
	子育て総合センター副所長	村上 清美	
	子育て総合センター課長補佐	井ノ上 恵子	
	わかば園事業グループ主任心理療法士	繁田 明子	
教育委員会	教育長	眞鍋 昭治	
	教育次長	伊藤 博章	
	学校教育部長	山本 幸夫	
	学事・学校改革グループ長	津田 哲司	
	学校教育グループ長	下垣 稔	
	研修グループ長	由良 周三	
	特別支援教育グループ長	松本 望	
	学事・学校改革グループ係長	河内 真	
	学事・学校改革グループ指導主事	河崎 祥子	
	学校教育グループ係長	佐々木 理	
	研修グループ係長	谷口 晋哉	
	特別支援教育グループ課長補佐	江上 佳宏	

2. 条例・要綱関係

(1) 西宮市附属機関条例（抜粋）

西宮市附属機関条例（平成 12 年 3 月 30 日西宮市条例第 36 号）からの抜粋

（設置）

第 1 条 別に条例に定めるもののほか、別表根拠規定の欄に掲げる規定に基づき、執行機関の附属機関として、同表附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

（委員）

第 2 条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。

4 委員は、2 回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関においてやむを得ないと認める場合に限り、4 回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（附属機関の運営）

第 3 条 附属機関に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、当該附属機関において、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 附属機関の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、当該附属機関の属する執行機関が招集する。

5 附属機関は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

第 18 条 附属機関は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他議事に関係のある者に対し、出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第 19 条 附属機関の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 西宮市感染症の診査に関する協議会の委員で、医師又は弁護士である者の守秘義務については、前項の規定にかかわらず、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 134 条第 1 項に定めるところによる。ただし、同項に規定する秘密に限る。

（報酬及び費用弁償）

第 20 条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例（昭和 31 年西宮市条例第 19 号）の定めるところによる。

（補 則）

第 21 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、その属する執行機関又は当該附属機関が定める。

付 則

この条例は、公布の日（平成 22 年 7 月 7 日）から施行する。

別 表

附属機関の属する 執行機関	市長
根拠規定	地方自治法第 138 条の 4 第 3 項
附属機関	西宮市幼児期の教育・保育審議会
担当事務	西宮市の小学校就学前の子どもの教育及び保育についての調査及び審議
委員総数の上限	15 人
構 成	幼児期の教育及び保育に関し優れた見識を有する者

(2) 西宮市幼児期の教育・保育審議会運営要綱

西宮市幼児期の教育・保育審議会運営要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、西宮市附属機関条例（平成 11 年西宮市条例第 36 号。以下、「条例」という。）第 21 条の規定に基づき、西宮市幼児期の教育・保育審議会（以下、「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第 2 条 会議は、公開とする。ただし、審議会委員の議決により非公開とすることができる。
2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴者の人数を制限し、又は傍聴者の退場を命ずることができる。

(会議録の調製)

第 3 条 会長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 会議の傍聴及び会議録の公開に関する事項
- (5) その他会議において必要と認めた事項

(作業部会の設置)

第 4 条 会議の進行を円滑に進めるため、審議会とは別に作業部会を設置することができる。
2 作業部会の設置及び運営に必要な事項は別に定める。

(庶 務)

第 5 条 審議会の庶務は、健康福祉局こども部子育て企画グループ及び教育委員会学校教育部学事・学校改革グループにおいて処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 20 日から施行する。

(3) 西宮市幼児期の教育・保育審議会の公開に関する要領

西宮市幼児期の教育・保育審議会の公開に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、西宮市幼児期の教育・保育審議会運営要綱(以下、「要綱」という。)第6条の規定により、同要綱第2条第1項及び第2項の規定に関する取扱いについて定める。

(会議の公開)

第2条 要綱第2条第1項に規定する非公開とする場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号)第6条各号に該当すると認められる事項を審議・審査するとき。
- (2) 公開することにより会議の円滑かつ公正な運営に著しい支障が生じると認められるとき。

2 公開、非公開の決定は、会長が会議に諮って議決する。

(傍聴申請)

第3条 会議の傍聴を希望するものは、別紙、傍聴申請書を記入の上、傍聴の申請を行わなければならない。

(傍聴者の制限)

第4条 要綱第2条第2項に規定する傍聴者の人数を制限する場合は、傍聴希望者が多数あるときとし、あらかじめ会議場の状況等により傍聴可能な人数を決めることができる。

2 前項による上限を傍聴希望者が超えた場合は、抽選により傍聴者の人数を調整する。

(傍聴者の退場)

第5条 要綱第2条第2項に規定する会長が傍聴者に退場を命じる場合は、傍聴者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときとする。

- (1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき。
- (2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき。
- (3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき。

付 則

この要領は、平成22年7月20日から実施する。

西宮市幼児期の教育・保育審議会 傍聴申請書

平成 年 月 日

西宮市幼児期の教育・保育審議会
会 長 様

申請者住所：

申請者氏名：

連絡先：

下記の注意事項を確認のうえ、西宮市幼児期の教育・保育審議会の傍聴を申請します。

注意事項

傍聴希望者多数の場合、傍聴者を制限することがあります。

次のいずれかに該当する場合は、退場を命じることがあります。

- (1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき。
- (2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき。
- (3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき。
- (4) (1) から (3) に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき。

以 上

(4) その他：西宮市参画と協働の推進に関する条例、西宮市情報公開条例（抜粋）

西宮市参画と協働の推進に関する条例

(平成 20 年 7 月 28 日西宮市条例第 3 号) からの抜粋

(附属機関等)

第 11 条 市の機関は、附属機関その他意見を求める機関（以下「附属機関等」という。）の委員を選任するときは、次の基準に従うよう努めるものとする。

- (1) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）を含めること。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合その他公募委員を選任しないことに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

2 市の機関は、附属機関等の委員を選任したときは、その氏名、年齢、職業、任期等を公表するものとする。ただし、公表しないことに合理的な理由があるときは、この限りでない。

3 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合
- (2) 会議の内容が個人情報にかかわるものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

4 市の機関は、会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時、場所等を公表するものとする。ただし、緊急を要する場合その他公表しないことにやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

5 市の機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、会議録に西宮市情報公開条例（昭和 61 年西宮市条例第 22 号）第 6 条各号に規定する非公開情報が記録されている場合は、この限りでない。

----- 西宮市情報公開条例（昭和 62 年 3 月 25 日西宮市条例第 22 号）からの抜粋 -----

（公開義務）

第 6 条 実施機関は、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があつたときは、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関等の指示により、公にすることができない情報
- (2) 通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる個人に関する情報で、特定の個人が識別されうるもの。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。
- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活若しくは環境に重大な影響を及ぼすおそれのある違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。
- (4) 市と国、地方公共団体その他公共団体（以下「国等」という。）との間の協議依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより、当該国等との協力関係又は信頼関係を著しく害すると認められるもの
- (5) 市の内部又は市と国等との間における調査、検討、審議、企画等の意思形成過程に関する情報で、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市又は国等が行う立入検査、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事その他の事務事業に関する情報で、公開することにより、当該事務事業又はこれと同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じるおそれのあるもの
- (7) 公開することにより、人の生命、身体若しくは財産等の保護、公共安全又は秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報

3. 諮問書

西子企発第 0 0 0 2 3 号
平成 22 年(2010 年)7 月 20 日

西宮市幼児期の教育・保育審議会 会長 様

西宮市長 河野 昌弘

西宮市の幼児期の教育・保育のあり方について（諮問）

幼児期（小学校就学前）の教育・保育は、子どもたちが健やかに育ち、自分の力で生きていくための基礎を培うものです。したがって、その教育・保育にあたる家庭や地域、幼稚園・保育所などが一体となって、幼児期の子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、その環境を整えていくことが大切と考えています。

本市は文教住宅都市として発展してきたことから、歴史的に幼稚園が多く、幼児教育については、これまでその多くを幼稚園が担ってきました。しかし、近年、震災からの復興とともに、子育て世代を中心とした人口増加と、経済状況や社会環境の変化などにより、保育所では待機児童が急増しています。

また、保護者のニーズが「保育所での幼児教育」「幼稚園での長時間保育」というように多様化しつつある中で、ニーズに即したサービスの提供が求められており、こうした保護者ニーズを背景とした保育サービス及び施設のあり方が課題になっているところです。

その一方で、幼稚園や保育所における所管や制度の違いにより、一体的な対応が行えないという問題点が以前から指摘されています。

加えて、幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域での子育てなど、所管や制度の違いを超えた公費投入と保護者負担のあり方について、めざすべき方向性を議論していく必要があるとともに、特に支援を要する子どもについても、幼児期からの総合的な支援体制の確立が求められています。

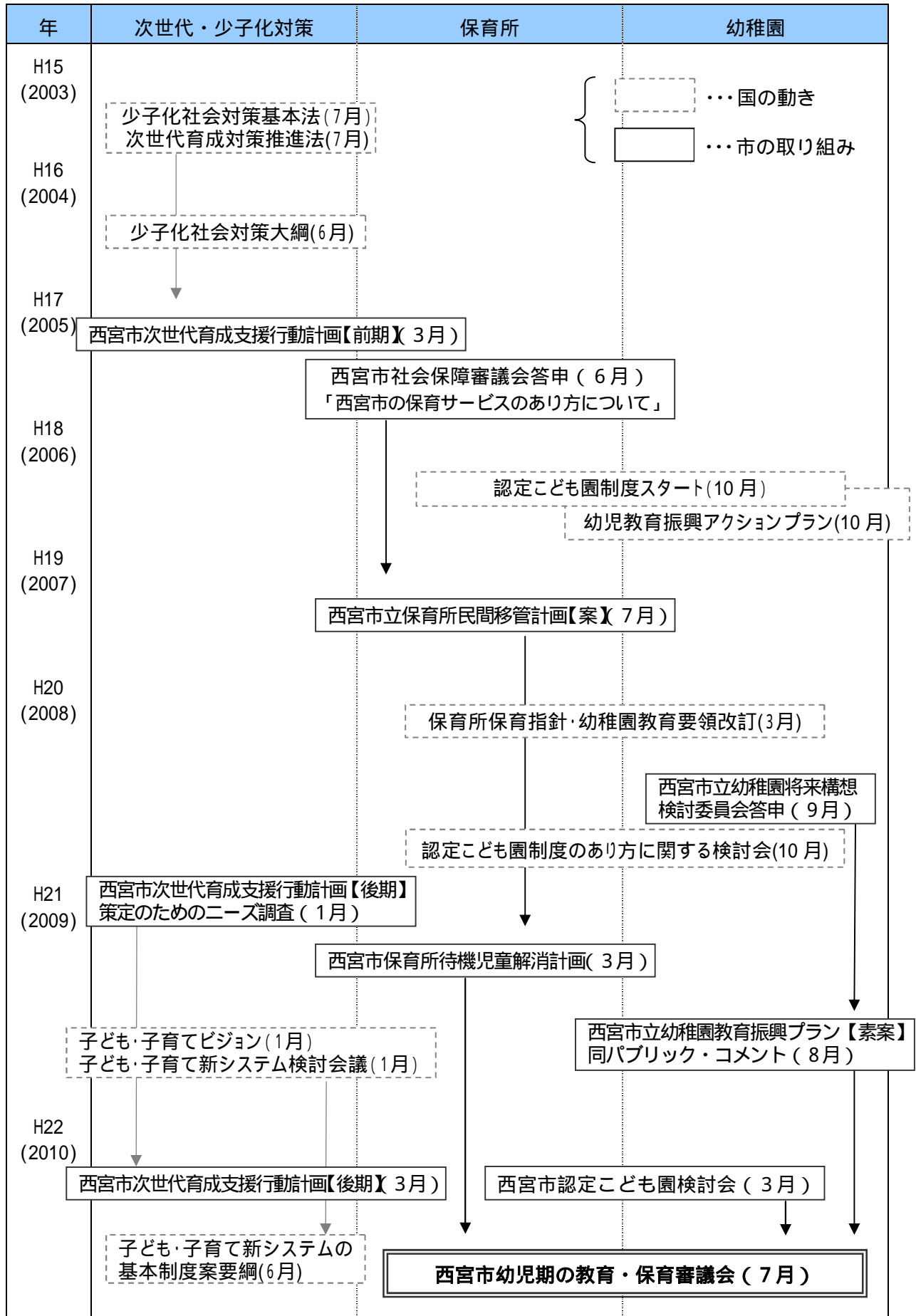
幼稚園と保育所が培ってきた文化や役割を共通理解した上で、本市の地域特性にあった保育サービスについて検討を行い、幼児期の教育・保育の充実に関する施策を効果的に推進していくため、本市の幼児期における教育・保育のあり方について、下記の項目を総合的に調査・審議していただきたく諮問いたします。

記

1. 幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について
2. 地域における保育サービスの提供について（地域バランス・適正配置）
3. 保育所の待機児童解消に向けた方策について
4. 保護者負担の格差是正および公費投入のあり方について
5. 特別支援教育、障害児保育のあり方について
6. 行政組織・推進体制の一元化について

以 上

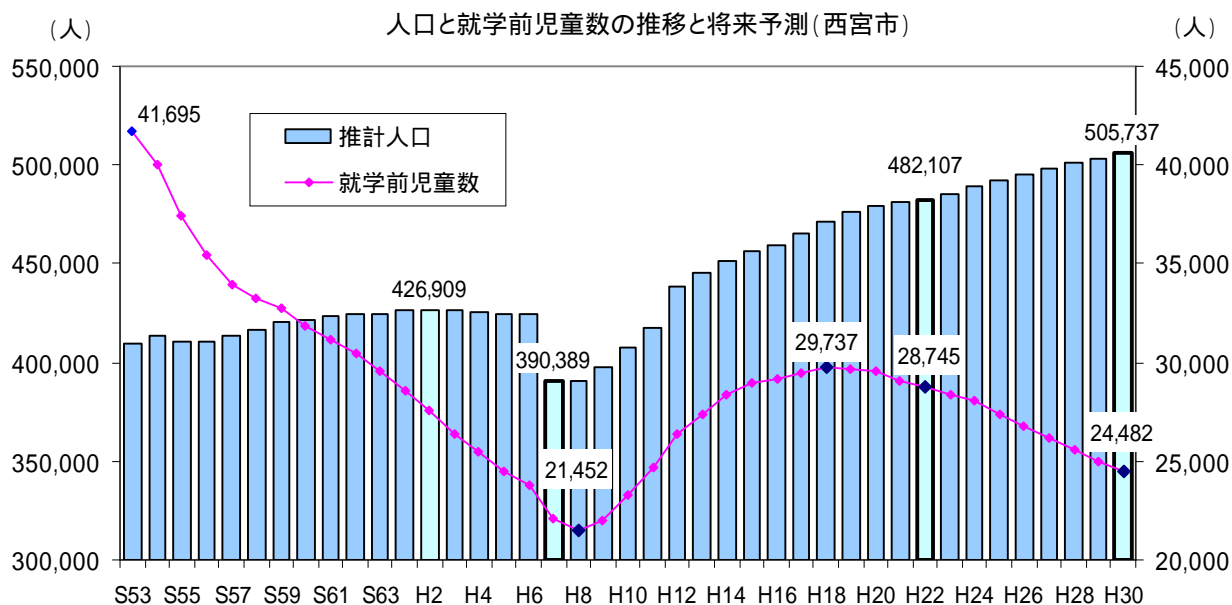
1. これまでの市の取り組みと国の動き



2 . 西宮市の現状

(1) 人口と就学前児童数の推移と将来推計

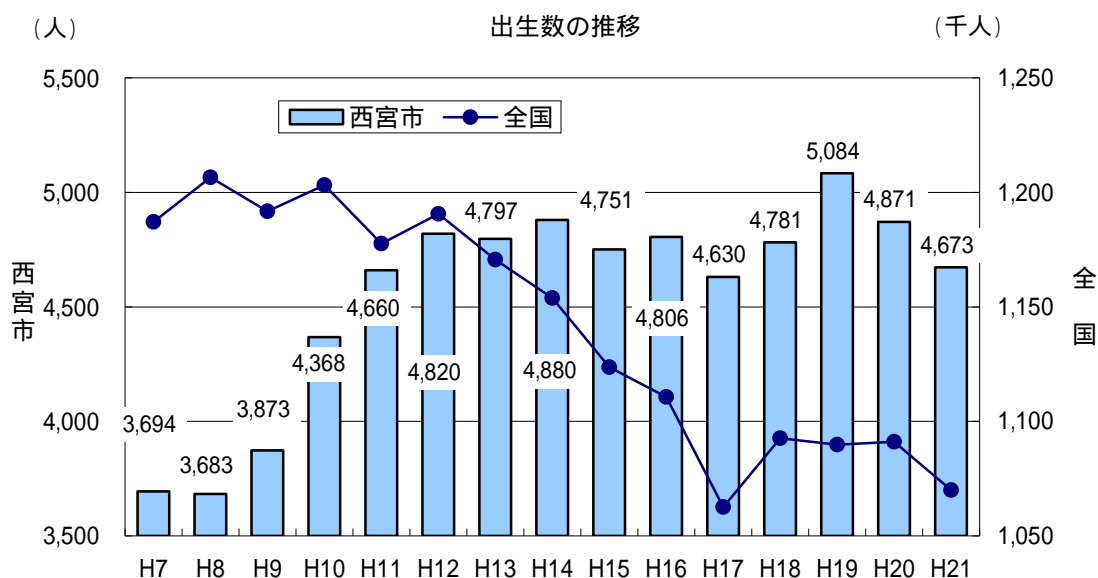
推計人口は平成 8 年以降増加し続けており、平成 22 年では 482,107 人となっています。一方、就学前児童数(0～5 歳児)は平成 19 年以降再び減少しており、平成 22 年では 28,745 人となっています。平成 19 年に行なった将来人口推計によると、本市の人口は平成 30 年までは増加する一方、就学前児童は 24,482 人まで減少すると予測されています。



資料：総人口「西宮の統計」(平成 22 年まで)、「西宮市将来人口推計(平成 19 年 6 月)」(平成 23 年以降)
就学前児童「教育委員会資料」(平成 22 年まで)、「西宮市将来人口推計(平成 19 年 6 月)」(平成 23 年以降)

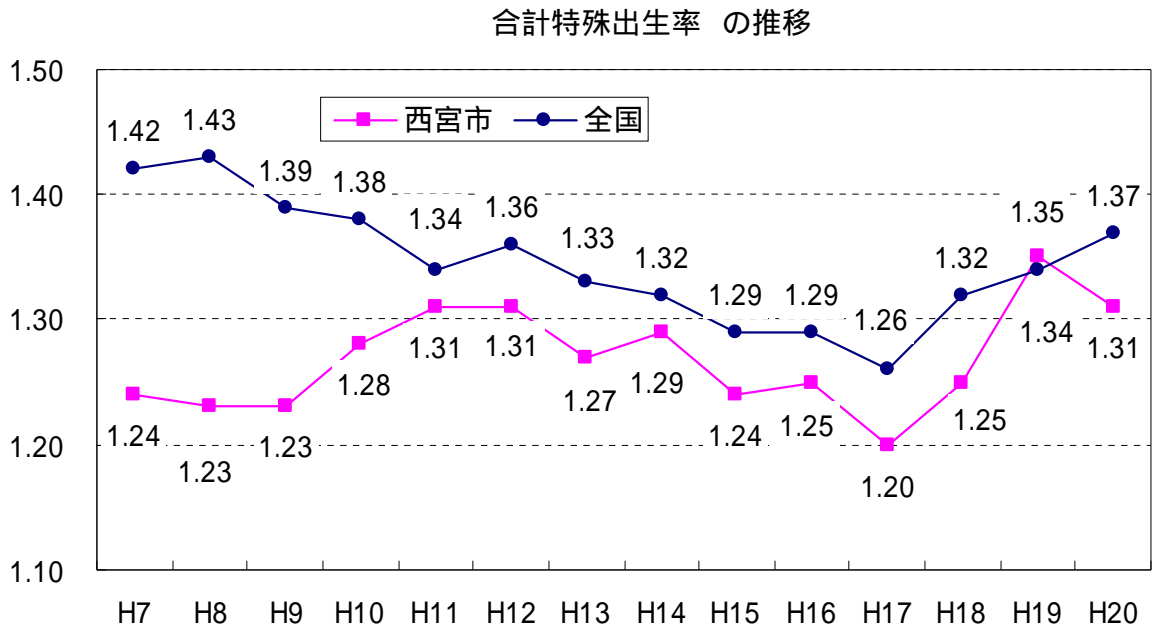
(2) 出生数・合計特殊出生率・完結出生児数

出生数(全国・西宮市)



資料：西宮市「西宮の統計」
全 国「人口動態統計(厚生労働省)」

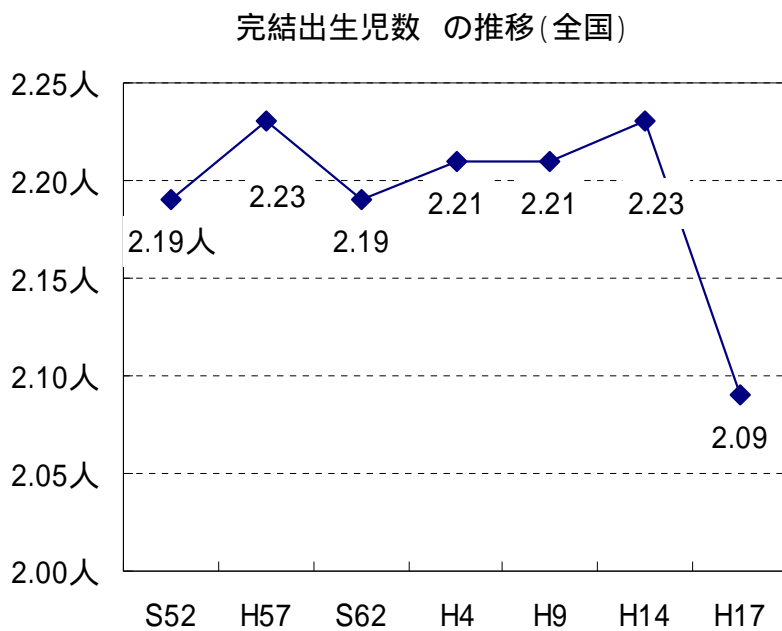
合計特殊出生率（全国・西宮市）



資料：西宮市保健所

15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子どもの数に相当する。

完結出生児数（全国）

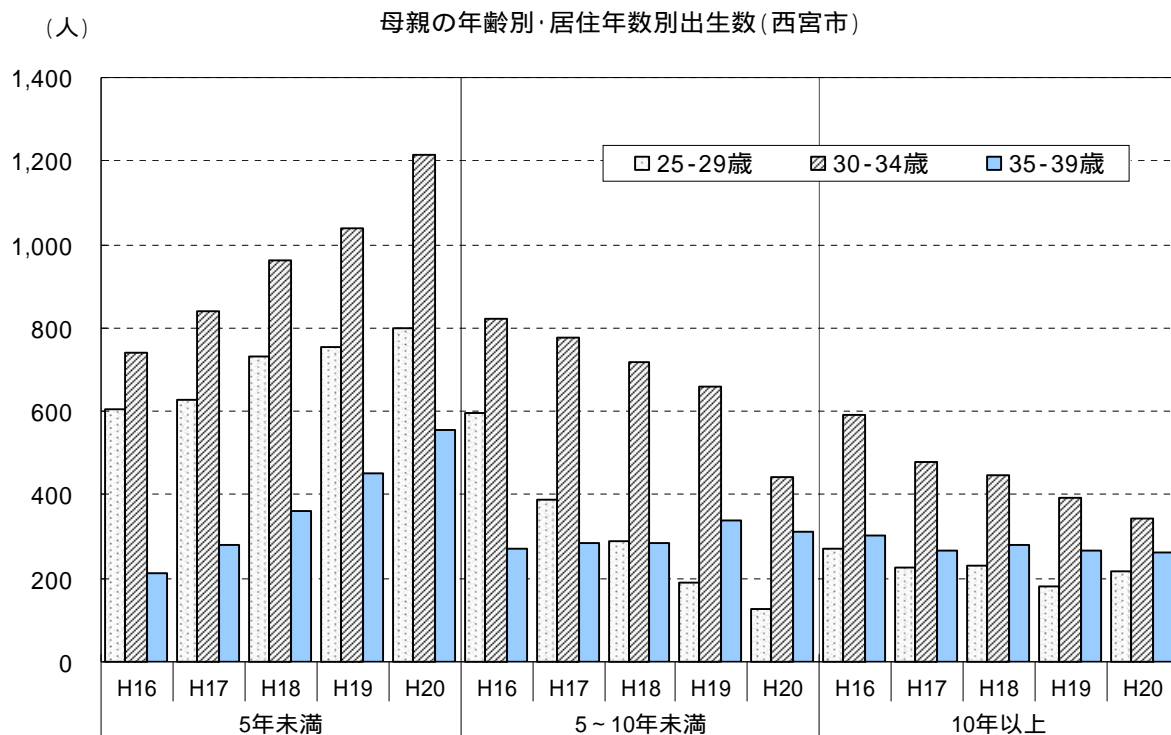


資料：国立社会保障・人口問題研究所

結婚した夫婦（結婚持続期間 15～19年の初婚どうしの夫婦）が生む子どもの数

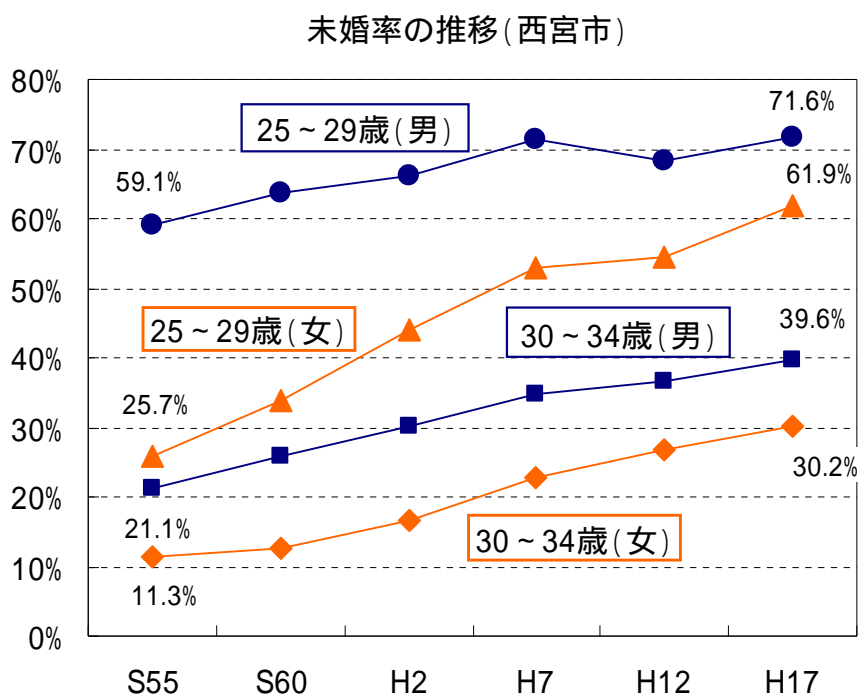
(3) 年齢別及び居住年数別出生数の推移

本市の母親の年齢別・居住年数別出生数をみると、居住年数が「5年未満」ではすべての年齢層で平成16年以降増加しています。一方、「5～10年未満」「10年以上」では年度を追うごとに減少する傾向となっています。このことから、いわゆる子育て世帯が本市に転入し、その後、間もなく妊娠・出産を行っていることがうかがえます。



資料:西宮市健康福祉局こども部

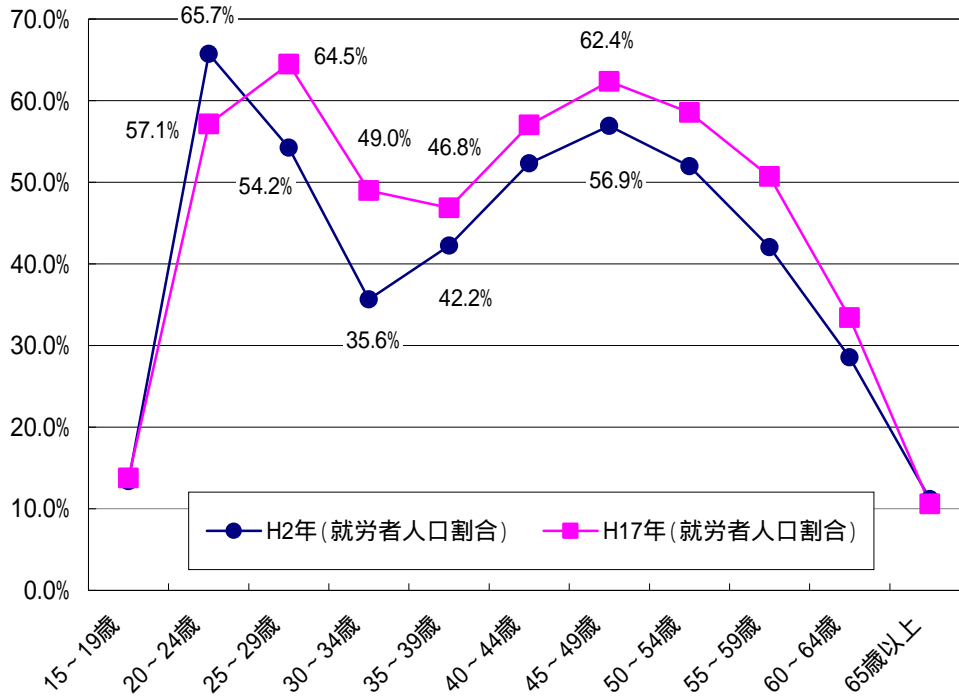
(4) 未婚率の推移



資料:国勢調査

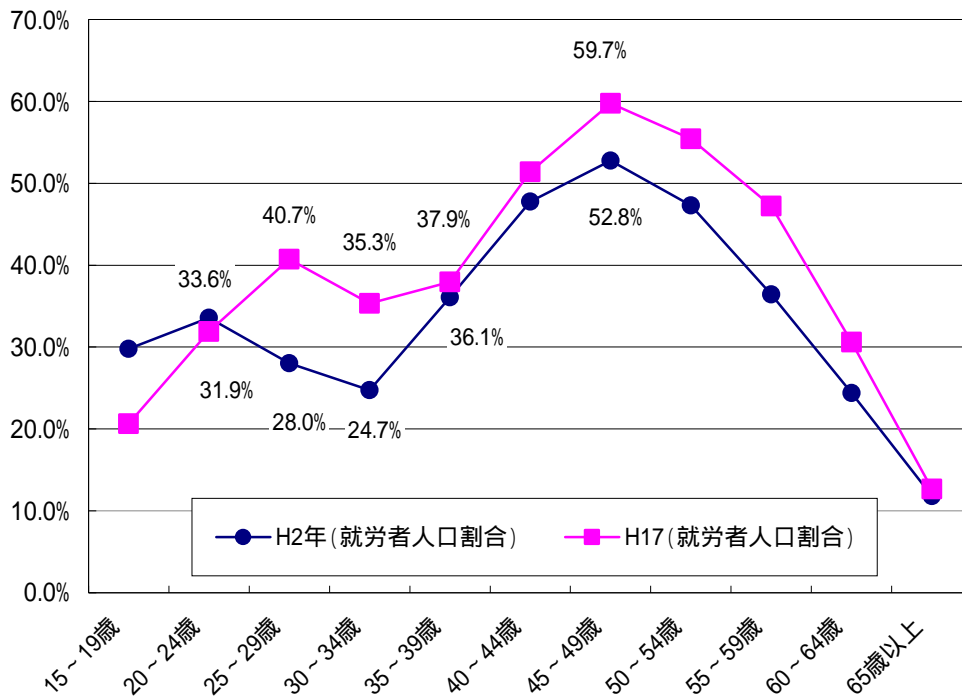
(5) 女性の年齢別就労状況

女性の年齢別就労状況 (西宮市)



資料：国勢調査

女性〔有配偶者〕の年齢別就労状況 (西宮市)



資料：国勢調査

3. 幼稚園と保育所の状況と比較

(1) 幼稚園・保育所の制度比較

	幼稚園	保育所
所管省庁	文部科学省	厚生労働省
根拠法令	学校教育法	児童福祉法
施設の区分	学校(幼稚園)	児童福祉施設(保育所)
目的	幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する(学教法第22条)	日々保護者の委託を受けて保育に欠ける乳児又は幼児を保育する(児福法第41条)
対象児	満3歳～小学校就学前の幼児	0歳～就学前の保育に欠ける児童(ただし、保育に欠ける18歳未満の児童を保育所で預かることもできる)
開設日数	39週以上(春夏冬休みあり)	規定なし(約300日<月～土>)
保育時間	4時間を標準 預かり保育を実施	8時間を原則 延長保育を実施
保育・教育内容	幼稚園教育要領 保育＝教育 生活の場は家庭	保育所保育指針 保育＝養護＋教育 保育所は生活の場
設置主体	地方公共団体、学校法人(特例あり)	制限なし
施設設置認可等	公立(届出): 県教委 私立(認可): 県	公立(届出): 県 私立(認可): 県(大都市特例: 政令市・中核市)
入所	保護者と施設との直接契約	保護者は市町村に申込み、市町村は入所決定を行う。
保育料	施設が保育料を設定、徴収 (所得に応じて就園奨励費を助成)	市町村が保育料を設定、徴収 (所得に応じた負担)
運営費	公立 一般財源(交付税措置) 私立 私立学校助成費補助金等 (国、県、市)	公立 一般財源(交付税措置) 私立 保育所運営費負担金 (国:1/2、中核市:1/2)
施設整備費	公立 安心・安全な学校づくり交付金 私立 私立学校施設整備費補助金	公立 一般財源 私立 次世代育成支援施設整備費交付金
職員配置基準	1学級の幼児数は、35人以下を原則とする (幼稚園設置基準)	0歳児 概ね3:1 満1・2歳児 // 6:1 (児童福祉施設最低基準) 満3歳児 // 20:1 満4歳児以上 // 30:1
職員資格	幼稚園教諭(普通免許状)	保育士(国家資格)
施設基準	保育室・遊戯室(兼用可) 職員室・保健室(兼用可) 便所 手洗用設備・足洗用設備 飲料水用設備 運動場(同一敷地内または隣接する位置に設けることを原則とする) 園舎 1学級 180㎡ 2学級 320㎡ 3学級以上 320㎡＋1学級につき100㎡ 保育室(遊戯室) - 運動場 1学級 330㎡ 2学級 360㎡ 3学級 400㎡ 4学級以上 400㎡＋1学級につき80㎡	保育室又は遊戯室(満2歳以上児) 乳児室又はほふく室(満2歳未満児) 便所 調理室 医務室(満2歳未満児) 屋外遊戯場(満2歳以上児・付近にある公園等代替可) 園舎 - 保育室(遊戯室) 1.98㎡/満2歳以上児1人 乳児室 1.65㎡/乳児1人 ほふく室 3.30㎡/満2歳未満児1人 屋外遊戯場 3.30㎡/満2歳以上児1人 (3学級(105人相当)の場合346.5㎡)
給食	任意 外部搬入や弁当持参可	必須 原則自園調理(ただし3歳以上児については条件付で外部搬入可) 調理業務の委託は可
地域の子育て支援	学校教育法 第24条 幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。	児童福祉法第48の3 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

資料2：現状分析

(2) 西宮市の幼稚園・保育所の状況

市内幼稚園一覧(定員、利用者数、利用率、施設面積など)

幼稚園	定員	園児数 H22.5.1	充足率 H22.5.1	敷地面積 (㎡)	園庭面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	保育時間	預かり保育	
								有無	終了時間
公立	1 浜脇	350	136	39%	2,212	964	月・水 8:40～11:50 火・木・金 8:40～14:00	×	
	2 用海	70	62	89%	1,500	453			532
	3 夙川	140	71	51%	1,905	962			787
	4 越木岩	140	63	45%	2,242	993			739
	5 大社	170	140	82%	3,199	1,295			807
	6 付属あおぞら	105	62	59%	2,543	1,305			815
	7 上ヶ原	210	80	38%	1,859	1,016			830
	8 門戸	140	124	89%	2,288	1,054			806
	9 高木	175	167	95%	2,623	948			875
	10 瓦木	140	70	50%	2,399	978			851
	11 春風	140	62	44%	2,282	865			720
	12 今津	100	50	50%	1,200	466			511
	13 南甲子園	70	51	73%	1,728	786			546
	14 浜甲子園	245	56	23%	2,225	732			826
	15 高須西	140	56	40%	2,477	892			770
	16 鳴尾東	140	55	39%	1,869	988			793
	17 鳴尾北	140	58	41%	1,537	735			796
	18 小松	210	58	28%	1,877	861			1,047
	19 山口	140	71	51%	1,927	1,201			744
	20 名塩	140	62	44%	2,453	1,056			818
	21 生瀬	140	58	41%	2,248	651			840
計	3,245	1,612	50%	44,593	19,201	16,641	-	-	
民間	1 仁川	135	119	88%	2,360	699	531	×	
	2 すずらん	120	72	60%	965	410	613		16:00
	3 浜甲子園健康	120	119	99%	720	406	539		18:00
	4 甲子園二葉	120	122	102%	1,366	815	602		18:00
	5 上甲子園	280	266	95%	1,669	927	1,692		19:00
	6 こひつじ	160	132	83%	1,462	835	1,141		16:00
	7 甲子園学院	420	198	47%	3,624	1,140	2,914		18:00
	8 甲子園口	180	245	136%	1,891	1,183	882		17:40
	9 仁川学院マリアの園	350	176	50%	6,743	1,608	1,336		17:00
	10 みそら	80	96	120%	688	392	494		18:00
	11 神戸海星女子学院マリア	300	270	90%	6,522	1,612	1,843		16:00
	12 甲東	100	108	108%	1,176	607	569	×	
	13 武庫川	200	170	85%	1,658	566	1,517		14:00
	14 松風	220	251	114%	1,847	733	1,091		17:00
	15 安井	240	245	102%	1,535	935	1,009		19:00
	16 花園	110	22	20%	750	432	389		17:00
	17 光明	600	496	83%	3,002	1,688	3,163		17:50
	18 甲子園東	160	129	81%	1,286	828	450		16:30
	19 くるみ	80	89	111%	1,078	496	309		17:00
	20 苦楽園口	120	143	119%	1,377	746	454		16:00
	21 香櫨園	300	249	83%	1,976	1,405	916		17:00
	22 つばみ	200	221	111%	1,045	639	406		19:00
	23 西光	120	120	100%	647	382	483		17:30
	24 一里山	120	114	95%	858	405	544		16:00
	25 関西学院聖和	300	209	70%	3,404	1,311	1,714		17:00
	26 阪急	160	191	119%	1,513	580	1,293		18:00
	27 こばと	250	212	85%	1,334	595	1,079		17:00
	28 西宮甲武	160	170	106%	1,958	670	1,051		17:00
	29 西宮公同	120	186	155%	2,680	1,450	660	×	
	30 段上	320	332	104%	3,156	1,266	2,363		20:00
	31 夙川学院短期大学付属	260	175	67%	1,866	618	1,831	×	
	32 甲陽	240	277	115%	3,069	908	1,276		16:00
	33 広田	210	289	138%	2,448	929	1,567		19:00
	34 和光	120	170	142%	1,040	565	655		17:00
	35 松秀	242	222	92%	11,338	3,261	1,780		16:30
	36 武庫川女子大学付属	105	111	106%	2,287	870	1,509		17:00
	37 睦	480	325	68%	2,478	1,152	1,928		18:30
	38 幸	265	328	124%	3,601	648	1,197		18:00
	39 東山	365	214	59%	2,552	1,044	1,570		18:00
	40 いるか	260	303	117%	2,779	905	1,527		18:00
計	8,692	7,886	91%	93,748	36,661	46,887	-	36	
合計	11,937	9,498	80%	138,341	55,862	63,528	-		

市内保育所一覧（定員、利用者数、利用率、施設面積など）

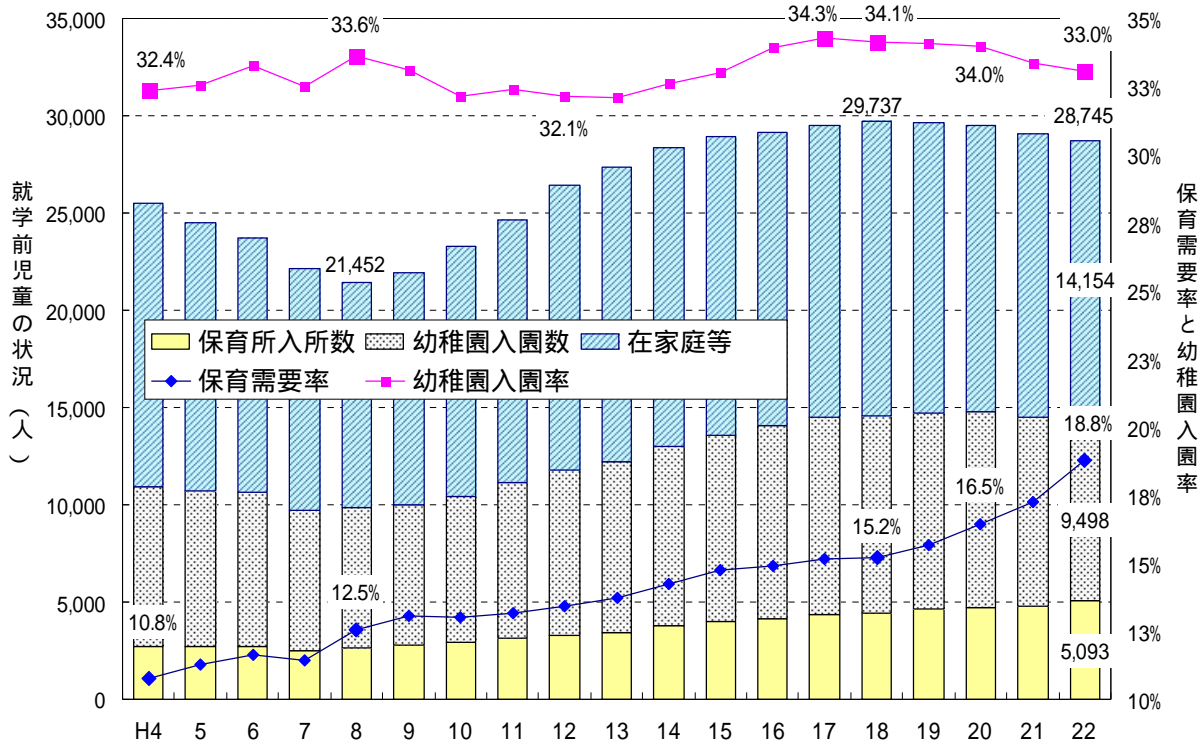
保育所		定員	入所数 H22.4.1	充足率 H22.4.1	敷地面積 (㎡)	園庭面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	開所時間	延長保育 時間
公立	1 朝日愛児館	50	55	110%	824	586	244	7:30～18:00	18:00～19:00
	2 小松朝日保育所	120	132	110%	1,077	432	742	7:30～18:00	18:00～19:00
	3 建石保育所	90	109	121%	1,483	435	645	7:30～18:00	18:00～19:00
	4 鳴尾保育所	120	123	103%	1,302	510	728	7:30～18:00	18:00～19:00
	5 芦原保育所	120	117	98%	1,229	422	716	7:30～18:00	18:00～19:00
	6 学文殿保育所	90	108	120%	1,170	491	643	7:30～18:00	18:00～19:00
	7 用海保育所	60	78	130%	675	336	645	7:30～18:00	18:00～19:00
	8 浜甲子園保育所	90	113	126%	1,157	607	550	7:30～18:00	18:00～19:00
	9 瓦木北保育所	90	107	119%	1,359	488	747	7:30～18:00	18:00～19:00
	10 今津文協保育所	60	96	160%	895	505	666	7:30～18:00	18:00～19:00
	11 鳴尾東保育所	70	87	124%	1,389	762	653	7:30～18:00	18:00～19:00
	12 むつみ保育所	90	111	123%	1,603	425	767	7:30～18:00	18:00～19:00
	13 浜脇保育所	120	132	110%	1,576	672	831	7:30～18:00	18:00～19:00
	14 津門保育所	90	109	121%	1,279	496	710	7:30～18:00	18:00～19:00
	15 瓦木みのり保育所	130	140	108%	1,180	807	746	7:30～18:00	18:00～19:00
	16 甲東北保育所	90	102	113%	1,038	429	655	7:30～18:00	18:00～19:00
	17 北夙川保育所	120	137	114%	980	439	698	7:30～18:00	18:00～19:00
	18 今津南保育所	60	88	147%	1,126	322	635	7:30～18:00	18:00～19:00
	19 上之町保育所	100	123	123%	1,190	360	643	7:30～18:00	18:00～19:00
	20 鳴尾北保育所	60	89	148%	1,085	380	704	7:30～18:00	18:00～19:00
	21 高須東保育所	120	119	99%	1,351	467	734	7:30～18:00	18:00～19:00
	22 大社保育所	120	133	111%	1,478	443	724	7:30～18:00	18:00～19:00
	23 高須西保育所	120	114	95%	1,435	467	723	7:30～18:00	18:00～19:00
計		2,180	2,522	116%	27,882	11,280	15,548	-	-
民間	1 幸和園保育所	120	129	108%	1,264	414	765	7:00～18:00	18:00～19:00
	1 " (分園)	60	67	112%	992	330	377	7:00～18:00	18:00～19:00
	2 一麦保育園	150	170	113%	1,868	749	957	7:30～18:30	18:30～19:00
	3 月影保育所	60	66	110%	495	282	330	7:30～18:00	-
	4 パドマ保育園	60	70	117%	1,314	508	550	7:30～18:30	18:30～19:00
	5 マーヤ保育園	60	68	113%	396	218	368	7:30～18:30	18:30～19:00
	6 船坂保育園	50	44	88%	587	330	236	7:30～18:00	-
	7 やまよし保育園	120	142	118%	1,728	1,303	723	7:00～18:00	18:00～19:00
	8 名塩保育園	60	55	92%	1,388	599	338	7:30～18:00	-
	9 聖和乳幼児保育センター	120	143	119%	1,000	380	876	7:30～18:30	18:30～19:00
	10 甲子園保育所	150	161	107%	1,383	667	1,161	7:00～18:00	18:00～19:00
	11 段上保育所	120	117	98%	1,028	334	760	7:00～18:00	18:00～19:00
	12 ちどり保育園	60	71	118%	1,298	472	528	7:30～18:30	18:30～19:00
	13 なぎさ保育園	70	78	111%	1,225	416	599	7:00～18:00	18:00～19:00
	14 新甲東保育園	90	114	127%	1,214	444	1,010	7:00～18:00	18:00～19:00
	15 なでしこ保育園	60	63	105%	260	139	459	7:30～18:30	18:30～19:00
	16 安井保育園	90	102	113%	1,048	361	787	7:00～18:00	18:00～19:00
	16 安井さくら保育園(分園)	50	63	126%	865	224	320	7:00～18:00	18:00～19:00
	17 西宮YMCA保育園	60	69	115%	651	171	561	7:30～18:30	18:30～19:00
	18 あんず保育園	45	51	113%	299	111	326	7:30～18:30	18:30～19:00
	19 ひかり保育園	90	104	116%	981	250	690	7:00～18:00	18:00～19:00
	20 みどり園保育所	90	107	119%	832	343	737	7:00～18:00	18:00～19:00
	21 東山ぼぼ保育園	45	43	96%	1,031	115	499	7:30～18:30	18:30～19:00
	21 " (分園)	45	46	102%	1,481	273	532	7:30～18:30	18:30～19:00
	22 夙川宝保育園	30	36	120%	877	137	290	7:30～18:30	18:30～19:00
	23 ゆめっこ保育園	50	54	108%	320	136	420	7:00～18:00	18:00～20:00
	24 ニコニコ桜保育園	60	66	110%	927	290	593	7:30～18:30	18:30～19:00
25 西宮夢保育園	45	56	124%	498	119	407	7:00～18:00	18:00～20:00	
25 西北夢保育園(分園)	60	68	113%	1,000	163	373	7:00～18:00	18:00～19:00	
25 夙川夢保育園(分園)	60	52	87%	705	254	494	7:00～18:00	18:00～19:00	
26 つぼみの子保育園	20	19	95%	357	61	152	7:30～18:00	-	
27 武庫川女子付属保育園	90	77	86%	2,274	312	1,451	7:00～18:00	18:00～19:00	
計(27か所、5分園)		2,340	2,571	110%	31,585	10,906	18,673	-	-
合計		4,520	5,093	113%	59,467	22,187	34,221	-	-

(3) 保育所需要率と幼稚園入園率

保育所需要率と幼稚園入園率の推移

就学前児童のうち、在家庭等(認可保育所や幼稚園に通う児童以外を示し、認可外保育施設利用者を含む。)が約半数となっています。また「保育所入所数」及び「保育需要率¹」はともに増加し続けていますが、「幼稚園入園率²」は多少の増減はあるもののほぼ横ばいとなっています。

保育需要率及び幼稚園入園率と就学前児童の状況の推移(西宮市)



資料：西宮市健康福祉局こども部「保育所入所数」(4/1現在)
西宮市教育委員会「幼稚園入園数」「就学前児童数」(5/1現在)

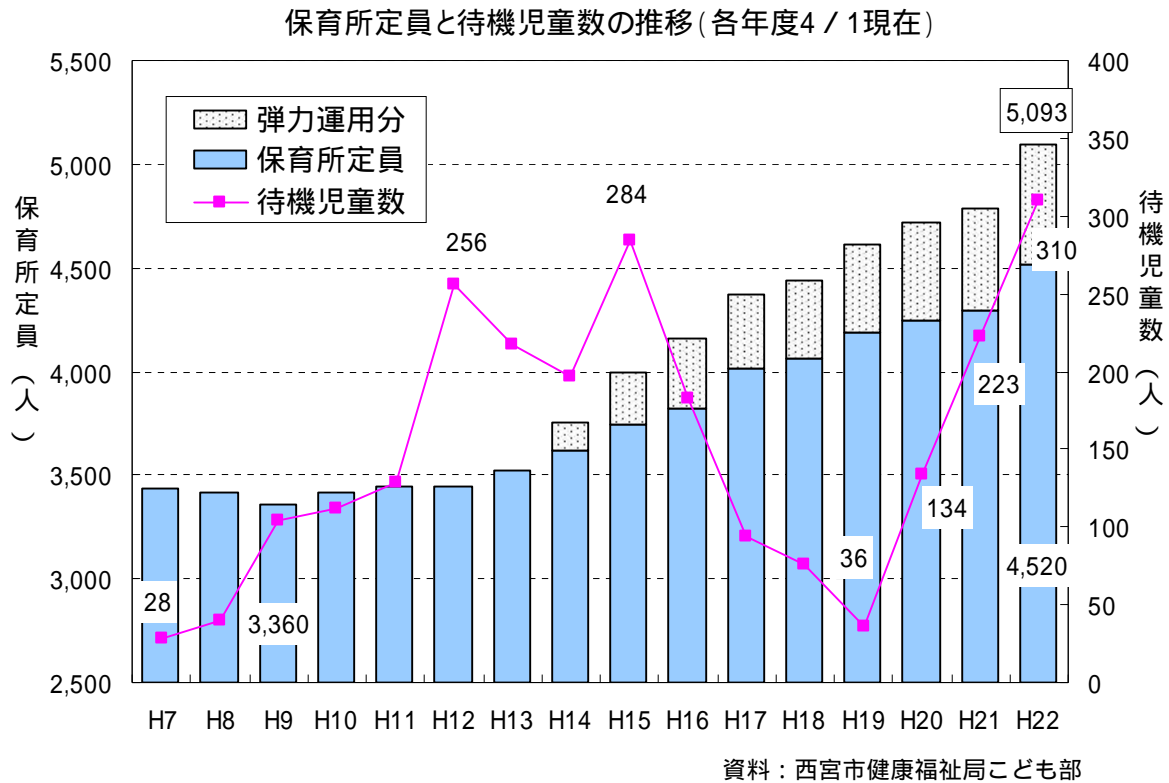
- 1 保育需要率：「保育需要数(保育所入所数+待機児童数)」÷「就学前児童数」×100
- 2 幼稚園入園率：「幼稚園入園数」÷「就学前児童数」×100

保育所需要と幼稚園入園率等の他市比較(中核市及び近隣都市)(平成20年4月1日)

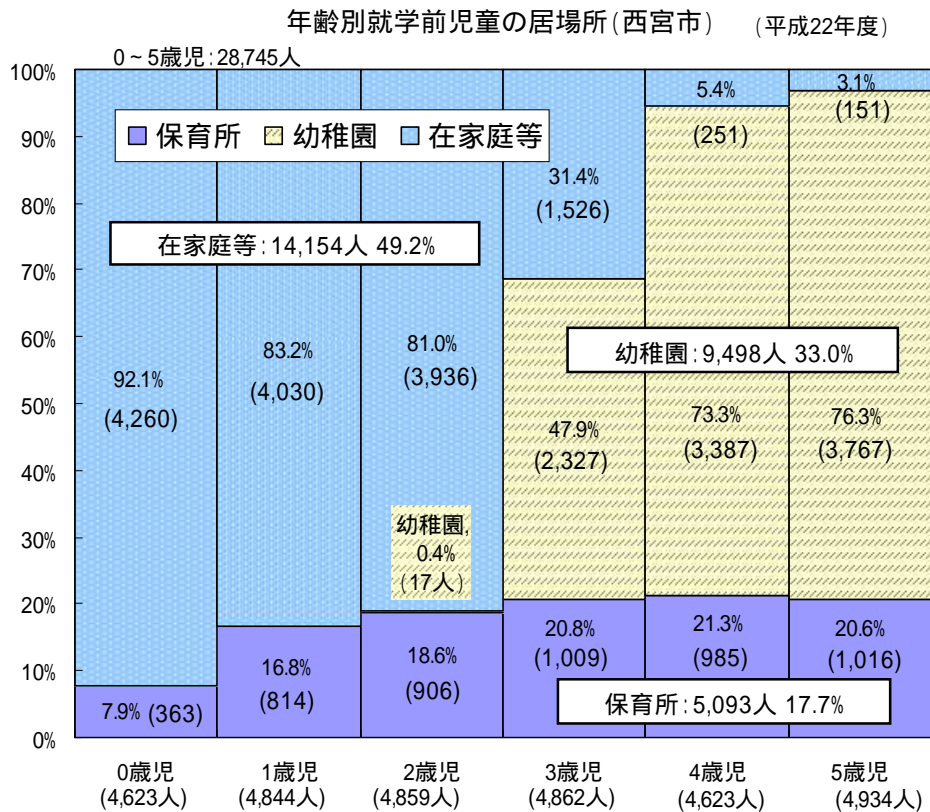
区分		保育所需要率	幼稚園入園率	合計	待機児童数
西宮市	-	16.45%	34.00%	50.45%	134人
中核市 (40市)	平均	30.61%	25.00%	55.61%	59.4人
	分布	16.19~55.54%	8.39~40.44%	30.96~82.15%	0~375人
	順番	39/40	7/40	32/40	5/40
兵庫県内 近隣都市 (9市)	平均	20.43%	27.47%	47.91%	84.2人
	分布	13.26~30.96%	13.89~34.00%	42.03~54.91%	0~487人
	順番	7/9	1/9	3/9	2/9

近隣都市(9市): 神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、宝塚市、伊丹市、川西市、芦屋市

(4) 保育所の待機児童数の推移



(5) 就学前児童の居場所 (平成 22 年度)



(6) 公費投入と保護者負担の施設別比較

運営経費と公費投入・保護者負担の比較 (平成 21 年度決算)

(単位:円)

区分	A 運営経費	B 児童数	C 保護者負担額	D = C / A 保護者負担 額の割合	E = A - C 公費投入額	F = E / A 公費の 負担割合
公立幼稚園	1,244,247,989	1,638人	178,459,800	14.3%	1,065,788,189	85.7%
私立幼稚園	3,784,633,066	8,075人	1,878,576,701	49.6%	536,822,845 1,369,233,520	50.4%
公立保育所	3,901,096,641	2,531人	804,027,240	20.6%	3,097,069,401	79.4%
うち3～5歳児	1,155,066,476	1,515人	430,417,065	37.3%	742,396,442	64.3%
民間保育所	2,834,833,420	2,453人	843,552,100	29.8%	1,991,281,320	70.2%
うち3～5歳児	1,013,804,670	1,418人	408,279,216	40.3%	597,052,980	58.9%

私立幼稚園のCはA - Eで算出。保育所の児童数は、12か月の平均数。

私立幼稚園の公費投入額、上段は市の補助金(就園奨励助成+運営費補助)、下段は県からの運営費補助。

民間保育所の保護者負担額には諸費(延長保育等)を含んでいない。

児童一人あたり月額運営経費・公費投入・保護者負担の比較(平成21年度決算)(単位:円)

区分	ア=A/B/12 一人あたり 月額運営経費	イ=C/B/12 一人あたり月額 保護者負担額	ウ=E/B/12 一人あたり月額 公費投入額
公立幼稚園	63,301	9,079	54,222
私立幼稚園	39,057	19,387	19,670
公立保育所	128,444	26,473	101,971
うち3～5歳児	63,542	23,678	40,840
民間保育所	96,305	28,657	67,648
うち3～5歳児	59,590	23,998	35,094

児童一人あたりの保育者・施設等の比較(平成22年度)

区分	職員配置基準				
	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
公立幼稚園	-	-	-	30対1	35対1
私立幼稚園	-	-	25対1	35対1	
公立保育所	3対1	5対1	20対1		
民間保育所		6対1			

区分	園舎		運動場		園児数	
	総面積(m ²)	一人あたり 面積(m ²)	総面積(m ²)	一人あたり 面積(m ²)	一学級あたり 園児数	一園あたり 園児数
公立幼稚園	16,641	10.3	19,201	11.9	27.8	76.8
私立幼稚園	46,887	5.9	36,661	4.6	26.2	197.2
公立保育所	15,548	6.2	11,280	4.5	-	109.7
民間保育所	18,673	7.3	10,906	4.2	-	95.2

4 . 保護者ニーズについて

「西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定のためのニーズ調査」から

(1) 調査概要

調査の目的 : 西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定するにあたり、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

調査対象者

就学前児童 : 平成 20 年 4 月現在、西宮市に住んでいる就学前児童の保護者から無作為抽出

小学生 : 平成 20 年 4 月現在、西宮市に住んでいる小学生の保護者から無作為抽出

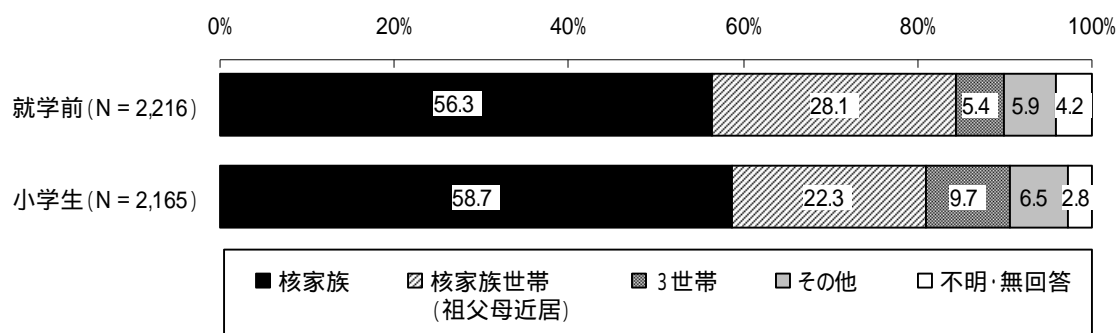
調査期間 : 平成 21 年 1 月 23 日 ~ 平成 21 年 2 月 5 日

調査方法 : 調査票による記入方式 郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

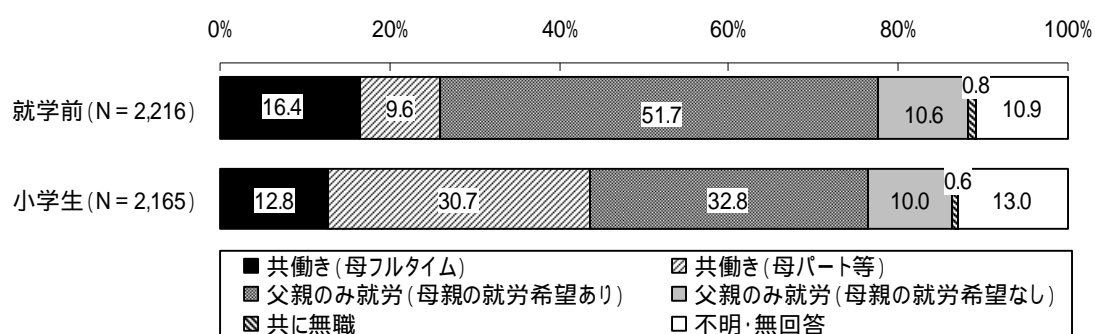
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	3,335	2,216	66.4%
小学生	3,495	2,165	61.9%
合計	6,830	4,381	

(2) 世帯の家族状況と就労状況

家族の状況 (問 3)

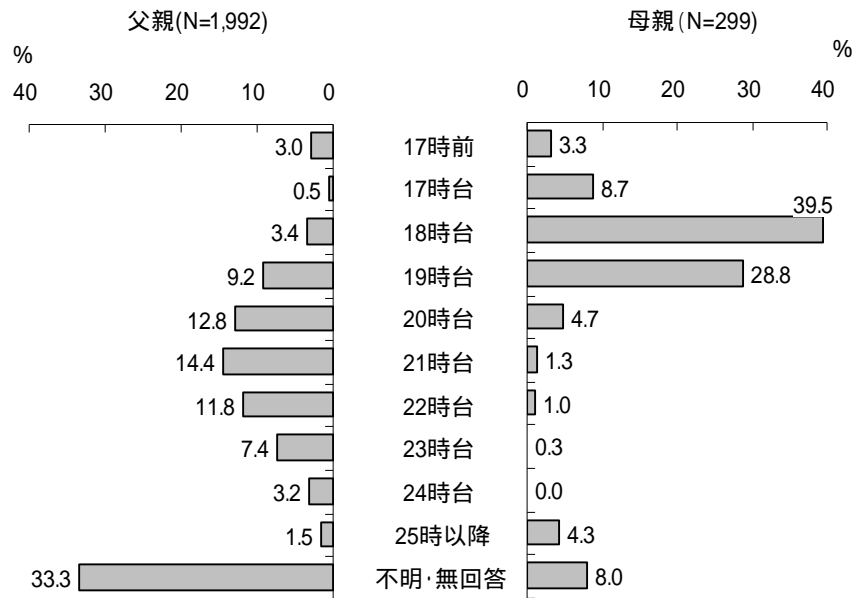


世帯の就労状況 (問 7)

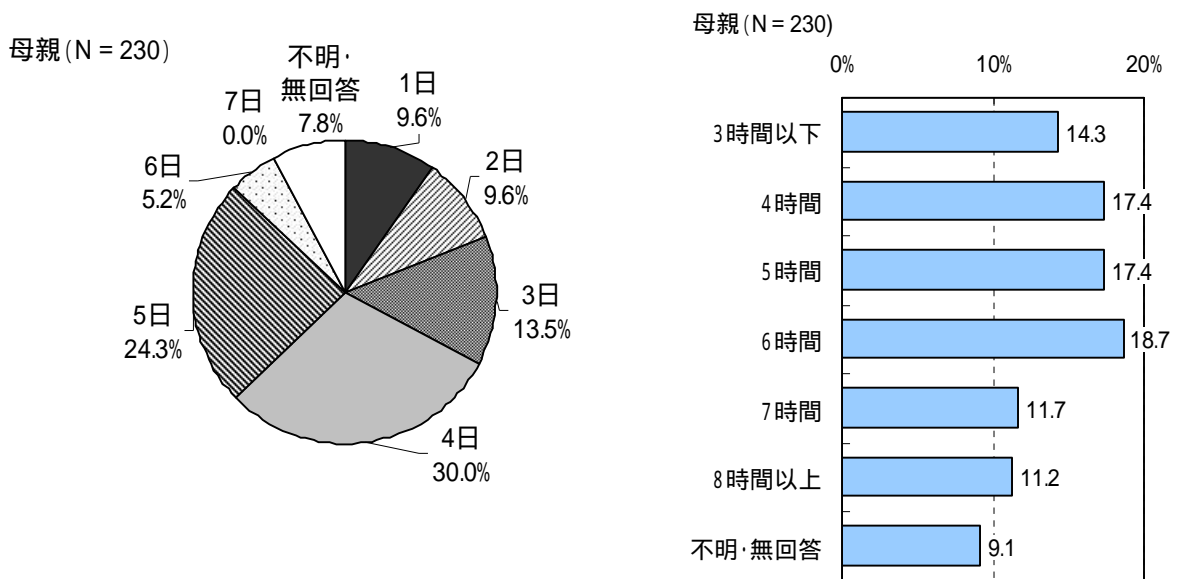


(3) 勤務形態 (フルタイム・パートタイム) 別の就労状況

フルタイム勤務をしている保護者の帰宅時間 (問 7)

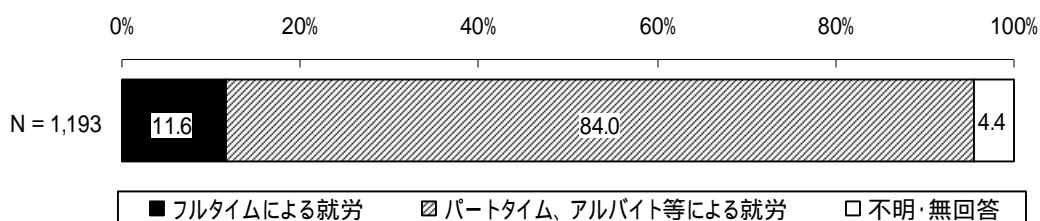


パートタイム勤務をしている母親の就労日数と時間 (問 7)

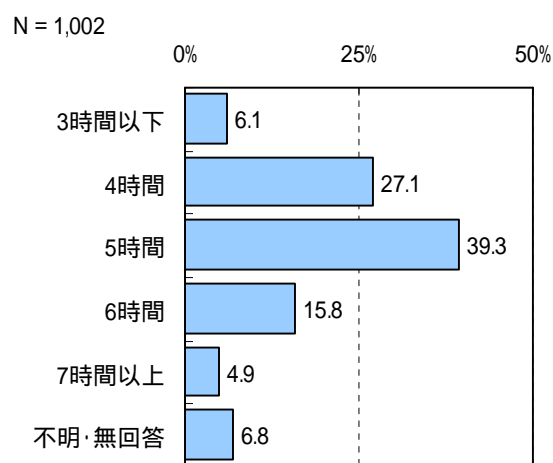
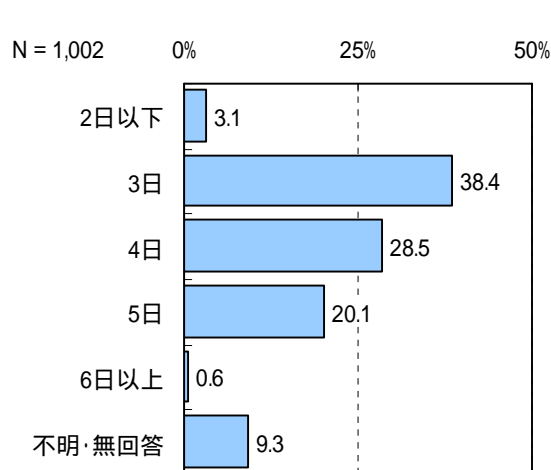


(4) 無職の母親の就労希望とその形態

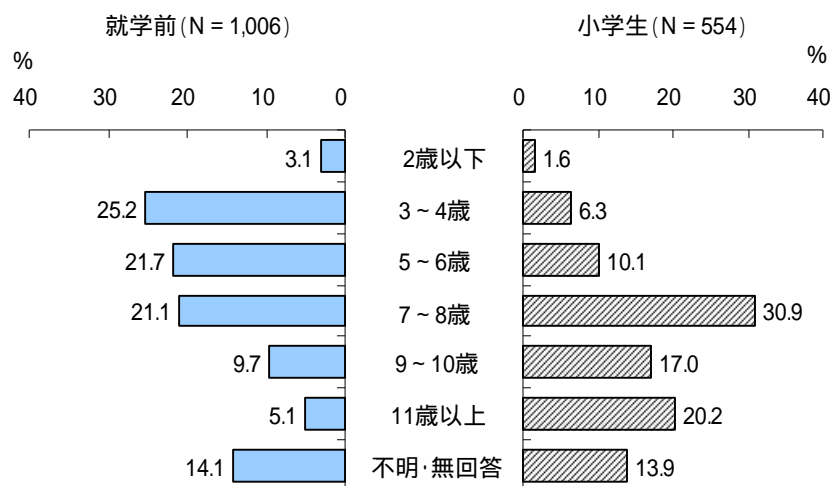
就労希望の有無とその形態 (問 8)



希望する勤務日数と時間 (問 8 - 1)

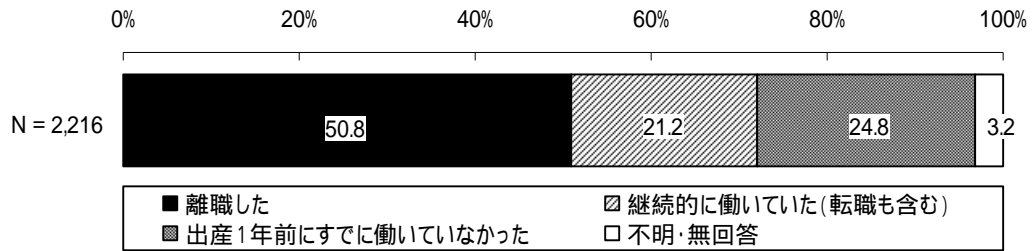


子どもが何歳になった時に就労を希望するか (問 8 - 3)

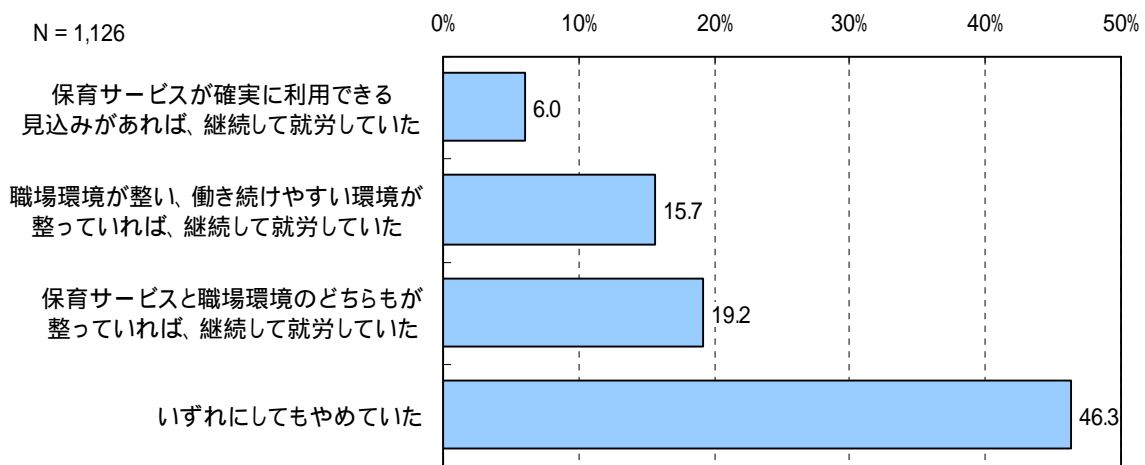


(5) 出産前後の離職有無とその理由

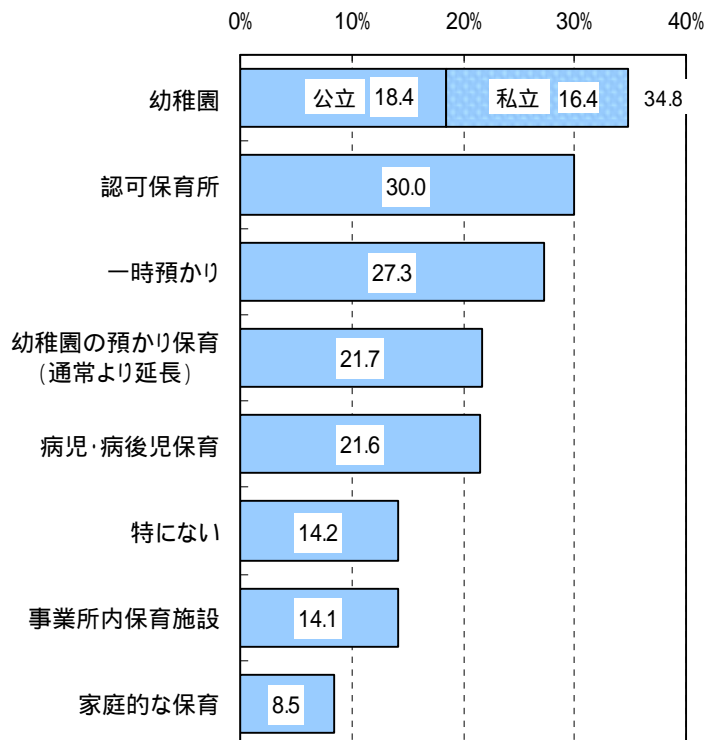
出産前後の離職 (問 9)



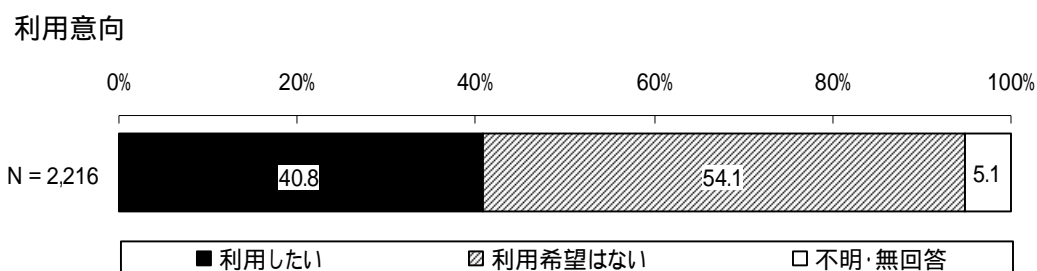
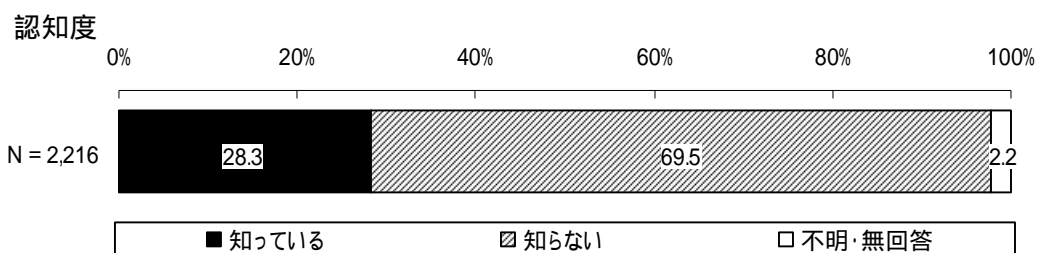
就労継続の可能性について (問 9 - 1)



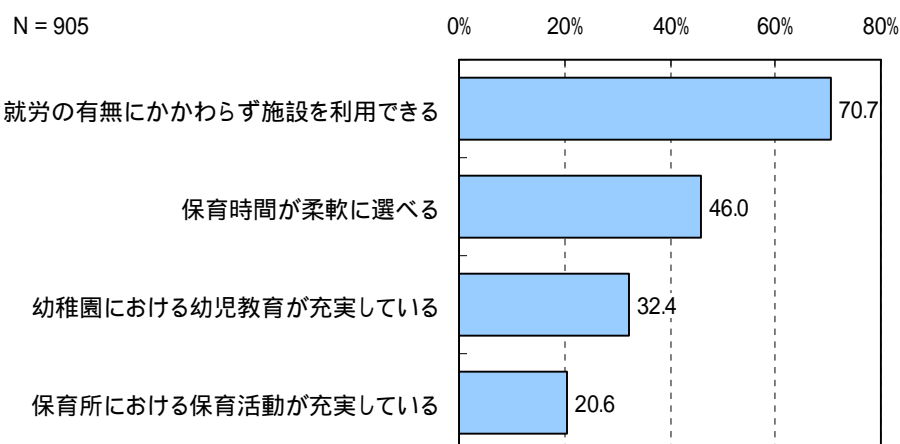
(6) 利用したい又は足りていないと思う保育サービス (問 1 3) 【複数回答】



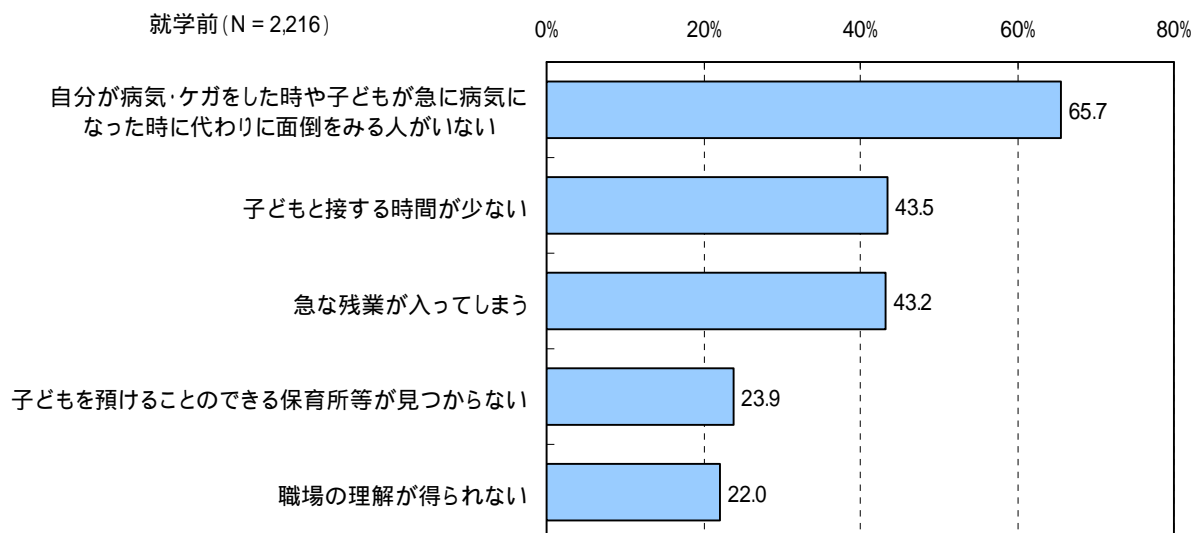
(7) 認定こども園 (問 1 4)



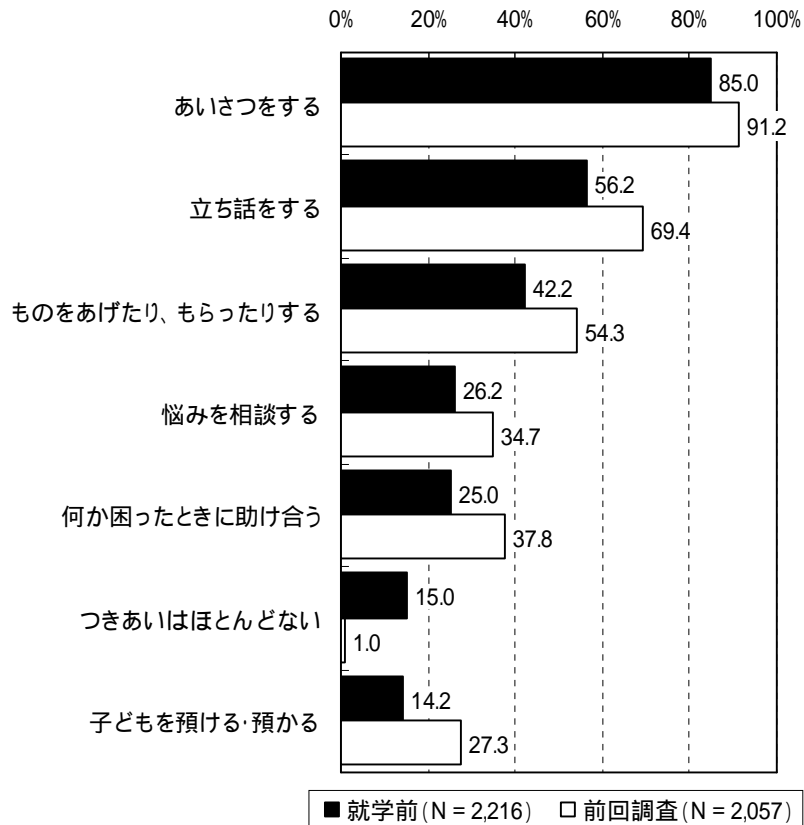
利用したい理由【複数回答】



(8) 子育てと仕事の両立で大変なこと (問 2 4) 【複数回答】

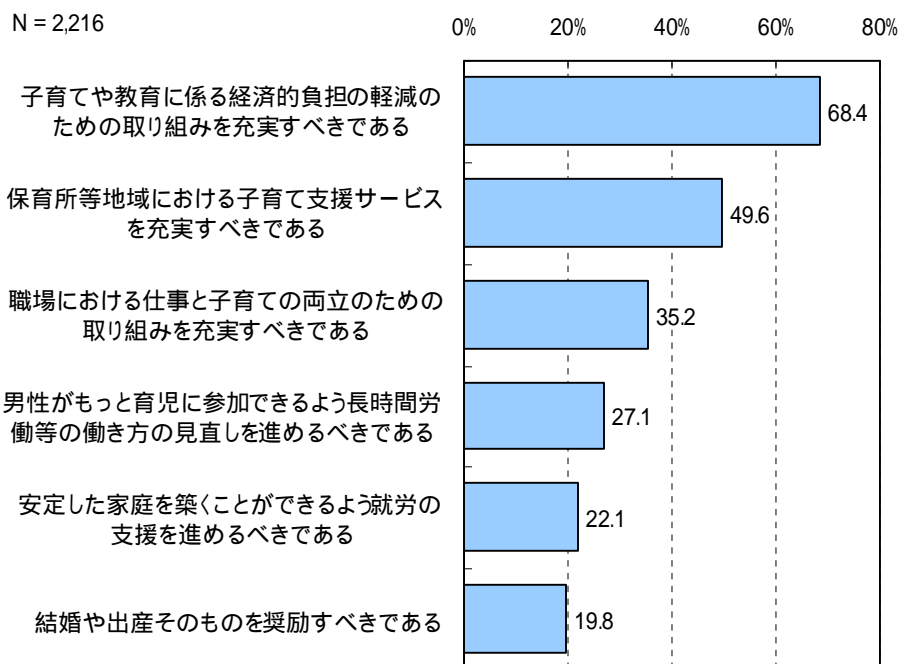


(9) 地域・近所との付き合いの程度 (問 3 5) 【複数回答】



前回調査とは、5年前に実施した次世代育成支援行動計画（前期計画）策定のためのニーズ調査のこと。

(1 0) 少子化対策・子育て支援について (問 4 1) 【複数回答】



1 . 課題の整理（現状と課題）

（ 1 ）幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について

幼稚園と保育所の役割について、幼稚園は幼児教育を行い、教育を重視する家庭のニーズに応えてきました。一方、保育所は保育に欠ける子どもを保育し、働く家庭のニーズに応えるなど、幼稚園と保育所はこれまで違う役割を担ってきました。しかし、保護者ニーズは多様化しており、「働いていても幼稚園に行かせたい」「保育所のように長時間預かってほしい」などの声に対応してきた結果、その役割が不明確になってきています。また今後は、子どもの心身への負担を配慮した上での長時間保育や子どもの心身の成長に合わせた短時間保育などを自由に選択できる体制が求められています。

公立と私立の役割について、保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設として、公立、私立ともに支援の必要な児童を受け入れる必要があると考えます。しかし、保育所、幼稚園を問わず、公立と私立には、配置基準や職員の平均年齢などに違いがあります。そうしたことをふまえ、公立と私立のそれぞれが果たすべき役割について、通園する児童のみを対象とした教育・保育だけでなく、その地域・地区における子育て家庭を視野に入れた支援を含めて検討する必要があります。さらに、公立にはセーフティネットとしての役割が必要と考えられます。

また、家庭や地域の役割について、子育ての第一義的な責任は保護者、つまり家庭にあります。それをふまえた上で、社会全体で子育てを支える環境づくりが必要です。地域、幼稚園、保育所、その他の子育て支援施設が保護者ニーズに対応して、子育て支援をより充実させる必要があります。

（ 2 ）地域における保育サービスの提供について（地域バランス・適正配置）

現在、市内には幼稚園や保育所など、様々な子育て関連の施設が各地域にあります。公私立幼稚園：61か所、認可保育所：50か所、幼稚園・保育所で合計111か所にものぼりますが、地域により施設が偏在しています。また、本市では保育所の待機児童解消が大きな課題となっていますが、一方で、幼稚園は比較的余裕があり、保護者ニーズが幼稚園であっても長時間保育にシフトしてきています。地域的に見た場合、幼稚園や保育所が比較的多くある地区、逆に幼稚園や保育所の少ない地区もあります。さらに、子どもの数に関しても地域差は大きく就学前児童が増加傾向にある地区、また、その逆もあり、幼稚園・保育所を始め、子育て支援に係る施設を地域ごとに一体的に把握して、施設の地域バランスや適正配置について検討する必要があります。

子育て関連施設数一覧

幼稚園	箇所数	保育施設	箇所数	子育て支援施設	箇所数
公立幼稚園	21	公立保育所	23	子育て総合センター	1
私立幼稚園	40	民間保育所	27	児童館・児童センター	9
		家庭的保育所 保育ルーム	12	大学での子育てひろば	3
		認可外保育施設	54		

(3) 保育所の待機児童解消に向けた方策について

近年、保育所の待機児童解消は大きな課題となっています。震災前後は、就学前児童の減少に伴い、受け入れ枠を絞っていた時期もありました。ところが、震災復興とともに、総人口及び就学前児童数が急増したことや近年の経済状況と女性の就労の増加により保育需要が増大しており、現在の保育需要率（就学前児童に占める保育需要の割合）は 18.8%となっています。また、ここ数年の保育需要率の伸びは急激で、年率で 1%を超えるような状況です。

そこで、本市では、保育所の施設整備を積極的に行い、その結果、この 10 年間で定員数を 1,000 人程度増加させてきましたが、平成 22 年 4 月 1 日現在の待機児童数はいまだ 310 名となっています。この待機児童のうち、0～2 歳児は 250 名で 80%を超えています。その反面、4、5 歳児の待機児童数は 0 人となっています。こうした傾向はここ数年続いています。加えて、地域別にも待機児童の多寡が存在しています。

こうした保育所の待機児童解消のため、平成 21 年 3 月に「西宮市保育所待機児童解消計画」を策定しましたが、その後 1 年あまりで、当初の見込みを大きく上回る保育需要の伸びあり、従来型の保育所整備だけでは、待機児童を解消していくのは困難であると考えられます。一方で、就学前児童数は、平成 18 年の 29,737 人をピークに再び減少局面に入ってきており、本市でも着実に少子化が進行してきています。平成 30 年には、25,000 人を割り込むという推計も出ており、長期的に見ると、幼稚園や保育所といった施設が過剰になる可能性も考えられます。

(4) 保護者負担の格差是正及び公費投入のあり方について

保護者負担についてみると、保育所は公私立に関係なく、保護者の所得に応じて保育料が決定される仕組み、つまり応能負担が原則となっていますが、幼稚園については、応益負担が原則で、園が独自に保育料を決定しています。現在、本市には私立幼稚園 40 園と公立幼稚園 21 園があり、幼稚園児の 8 割以上が私立幼稚園に通っています。このような中、公立幼稚園と私立幼稚園の 1 人当たりの保護者負担額を単純比較すると、2.64 倍の差が生じていますが、本市では、私立幼稚園児の保護者に対して、約 4 億 6 千万円の就園奨励助成金を交付することにより、2.14 倍の差となっています。（平成 20 年度の保育料、入園料で比較）

今後、幼稚園の保護者負担については、この格差の定義や是正の方法について検討していく必要があります。また、その際には、幼稚園と保育所の保護者負担についても同様に比較し、幼稚園と保育所間の保護者負担についても考慮する必要があると思われます。

次に本市の平成 22 年度の当初予算を見ると、幼稚園関係予算は約 17 億円で、68%が公立幼稚園に充てられています。一方、保育所関係予算は約 76 億円で、54%が公立保育所に、46%が民間保育所及び家庭保育所等に充てられています。〔他に私立幼稚園には所管する兵庫県から別途約 13 億 6 千万円(平成 20 年度決算)が運営補助として交付されています。〕

このように公費投入については、国、県、市の公費を合わせた額で、幼稚園と保育所、公立と私立、さらには在家庭等への投入額を一定の基準で比較したうえで、議論していく必要があります。

(5) 特別支援教育、障害児保育のあり方について

障害のある子どもの保育に関しては、「共に育つ」という観点から、集団の中で生活することを通して全体的な発達を援助すること、家庭における育児支援、さらには周りの子どもの人間形成にも寄与するところが大きく、統合保育として推進しています。

近年は、障害のある子どもの保護者は幼稚園・保育所での集団保育を希望することが多く、これに現場が対応できていない状況があります。また、医療行為を必要とするような子どもや重度の身体障害のある子どもの受け入れ、さらに発達障害への対応が大きな課題となってきました。

そのため、入園・入所システムや加配・補助員の配置の状況を決める審査方法、保育内容、保護者支援など障害のある子どもの受け入れ態勢や支援体制の充実に向けて取り組み、特に支援を必要とする子どもと保護者が、等しく希望する教育・保育が受けられるよう施設や制度の充実を図っていくことが求められています。

また、相談窓口の明確化や早期発見・早期支援、専門機関へのつなぎ、さらに、幼稚園や保育所から小学校へのスムーズな移行など、特に支援を要する子どもへの幼児期からの総合的な支援体制の確立が急務となっています。

(6) 行政組織・推進体制の一元化について

幼児期の教育・保育に関しては、国・自治体とも幼稚園と保育所に代表されるように所管が違い、一体的な運用や施策展開が行えないという弊害は以前から指摘されてきました。本市でも、幼稚園は教育委員会、保育所は健康福祉局というように所管の違い、いわゆる縦割りが存在します。今後、本市の子育て支援策を全市的な視点からトータルで進めていくためには、行政組織の形態にとらわれず事業を展開していく必要があります。

そうした中、本市では、平成 19 年度に健康福祉局内に「こども部」を新設するとともに、教育委員会が所管していた「子育て総合センター」を移管するなど、子育て支援に関する組織を一部統合しました。

しかし、幼稚園部門は教育委員会に残り、幼稚園と保育所という大きな課題は残されたままとなっています。一方、国では現在、「幼保一体化」の議論が進められており、「子ども・子育て新システム検討会議」において、「幼保一体化(こども園へ統一)」、「幼稚園教諭と保育士資格の統合」、「幼稚園教育要領と保育所保育指針の一元化」、「財源の一本化」、また、「国の政策立案や執行組織の一元化(子ども家庭省)」などの案が示されたところです。こうした国の動向も見極めながら、行政組織や推進体制について検討していく必要があります。

健康福祉局(こども部、福祉事務所、保健所)	教育委員会(学校教育部、社会教育部)
< 児童福祉・母子保健・障害福祉 >	< 学校教育・家庭教育・社会教育 >
保育所全般(設置・運営・許認可)	幼稚園教育全般(私立幼稚園)
留守家庭児童育成センター(学童保育)	小学校・中学校(義務教育全般) 高等学校教育
子育て総合センター、児童館・児童センター	公民館・図書館(社会教育) 青少年育成施策
家庭児童相談(児童虐待関連) 母子家庭・DV 相談	教育相談、適応指導
わかば園等(肢体不自由児施設・療育) 障害福祉	特別支援教育
子ども手当	スポーツ振興・文化財関連
母子保健・地域保健【保健所】	

私立幼稚園については、許認可・指導監査等は県の所管。

課題テーマ	公立幼稚園	私立幼稚園	公立保育所	民間保育所
<p>1. 幼稚園と保育所、公立と私立、在家庭の役割分担について</p> <p>(1) 公私の役割分担、違い (2) 幼保の役割分担、違い (3) 保護者ニーズの合わせた保育サービス (4) 幼保連携、幼保一元化(一体化)</p>	<p><公私の役割分担、違い></p> <p>公立幼は税金でまかなわれているため、市民に広く幼児教育の支援をする必要があり、幼児教育の専門機関を公的機関としてのセンター的役割を持っていく。</p> <p>どの子どもも平等に必要な教育を受けられること、教育内容を充実させるため、公立幼は公開保育など研究をすすめていく。</p> <p>公立幼は公教育の受け皿として希望するすべての子どもが入園できる体制を作るべき。</p> <p>公立幼は地域に根ざした教育・地域の幼児教育の中心となっている。また、近隣の保育所・小学校とのつながりをもっている。子どもは地域社会で育てていく姿勢が大切である。</p> <p>私立幼は独自の特徴を挙げて園経営をしている。公立幼と違って当たり前で共存・共栄できるはず。</p> <p>幼稚園の教育課程は、同じ幼児期の子どもを育てるという観点から公私同じであるべき。それぞれの特徴を生かしながらも、連携・協力し、幼児教育の資質向上に取り組んでいくことが大切である。</p>	<p><公私の役割分担、違い></p> <p>元来の「公私」「幼保」の個性は保持しつつ、公立幼・公立保は公的な役割として、子育ての情報発信基地としての役割を担うべき。</p> <p>それぞれの特性に特化することで、地域社会においてよき競争原理が働き、互いの存在を認め共存できる存在となる。</p> <p>3年保育については、私立幼が積み上げてきた歴史があるので、3歳児は私立幼に任せ、4歳児から公私を保護者が選択したらよい</p> <p>共存・共栄を掲げるなら定員の問題などの約束事項を守るべき。歴史的な経緯がある。</p>	<p><公私の役割分担、違い></p> <p>公立保は子育てを保護者と共にながら親育てもしていく。そのノウハウを在家庭の親にも知らせたり子育てを手伝ったりしていく役割がある。</p> <p>公立保育所、幼稚園として入所児童だけでなく、地域の在宅家庭の子育て支援を積極的に担っていく。</p> <p>公立保はフォローが必要な保護者の支援と子どもの保育(障害児、虐待、DV、病児等)を行い、地域の核になる。私立保育所はサロンや一時預かりなど地域の子育て支援を行う。</p> <p>在家庭への支援は幼保問わず公立が中心に行う役割であると考ええる。</p> <p>保育内容、方法など専門的知識とスキルをもとに公立が中心となり発信していく。</p> <p>私立保で保育を受けられない家庭を公立保で受けるのは仕方ないが、公立保に支援が必要な子どもたちばかりを受入れていると地域から偏見がないか心配。</p> <p>幼稚園教育を私立ばかりでよいかは疑問が残る。</p>	<p><公私の役割分担、違い></p> <p>公立はその特性を生かし、障害児保育、病児保育などに積極的に実施する。</p> <p>公立保が民間保の模範となる様な保育を同じ条件で展開できるのであれば、存在価値はある。また民間保には出来ない、もしくは難しい面を公立保に引き受けてもらえば役割分担は充分できるのではないか。</p> <p>公立は国や自治体がどのように考えて子どもを育てていくかの指針のような存在。私立はそれに加えて、其々の園独自の成り立ちと特色を持つ。</p> <p>公立の幼稚園、保育所にも会計システムを入れ経営感覚を養う(無駄を省く)</p>
	<p><幼保の役割分担、違い></p> <p>幼稚園は、学校教育の始まりとして知・徳・体の基礎を担うことが役割であり、保育所は、幼児教育の役割も担っているが、やはり家庭教育の補完として養育に重きを置いている。</p>	<p><幼保の役割分担、違い></p> <p>基本的に教育と福祉は分けるべき。</p>	<p><幼保の役割分担、違い></p> <p>保育内容の「教育」部分については保育所、幼稚園は整合性をもって進めているが、保育所は児童福祉施設で、生活の場である。幼稚園とは全く違う。そのあたりの違いを明確にしていくことが大切。児童福祉の理念は保育所の役割を考えても大事にしたい。</p> <p>保育所は「保育に欠ける」すべての子どもに対して、国、市町村の責任の下で保育する必要がある。</p> <p>幼稚園は「教育」というのが強くある。実際は在家庭の子どもが多く、相談や支援の必要な子どもも多いのではないか。</p> <p>午後からの幼稚園施設のあり方を考える必要がある。</p> <p>公立幼稚園でも3歳まで受け入れて、3歳までの子育て支援で地域の親子に対して長期的にかかわりができるような支援の充実をする。</p>	<p><幼保の役割分担、違い></p> <p>幼稚園が預かり保育などの長時間保育や給食など保護者にとっては便利である事は良い事かもしれないが、保育所と同様のサービスをするのは今後来る少子時代にむけ、整理する必要はある。</p> <p>幼稚園と保育所の役割が不鮮明になってきている。(例：幼稚園の預かり保育など)</p> <p>幼稚園と保育所は就学前の子どもを対象とした施設として似通った面が多くでてきたが、それぞれの特色が違う現状の中では、それに見合った役割の分担をしているように思う。</p> <p>在家庭の子育て支援は公立幼稚園の空教室を利用してはどうか。</p>
<p><保護者ニーズに合わせた保育サービス></p> <p>保護者が必要とする教育機関・施設を選択できることが良い。</p>	<p><保護者ニーズに合わせた保育サービス></p> <p>子育ての中心である在家庭への援助が必要。親教育をしていく。</p> <p>社会情勢を踏まえ、私立幼稚園の預かり保育の充実、保育所の0歳～2歳受け入れ枠の拡大のための支援、公立幼稚園の子育て総合センター的役割をそれぞれ実施。</p> <p>保護者の負担を減らせるようにし、保育所との共存。</p>	<p><保護者ニーズに合わせた保育サービス></p> <p>市民のニーズをまず考え、どこの施設で何を担えるか整理し、考える必要がある。</p> <p>幼稚園、保育所と分けて決めてしまうのではなく、地域性や保護者のニーズに合わせて柔軟に対応していくことが求められている。</p> <p>各家庭が求める保育サービスが多様化している。その中で公私、幼保がそれぞれの特徴と言われるようなサービスを色濃く打ち出し、各家庭が選べるようなシステムづくりをすることが必要ではないか。</p> <p>本当に困窮している家庭が利用するシステムを知らないという現実もあるのではないか。地域の民生委員などとも協力し、需要を探ることが子どもの利益に結びつく</p>	<p><保護者ニーズに合わせた保育サービス></p> <p>在家庭などの支援には幼保一致して支援事業を展開していく。</p> <p>在家庭への公平性が欠けると考えるならば、在家庭の子どもが施設を利用するとき、すでに利用している子どもと同様に施設を利用できるような余裕がなければならない。</p>	

課題テーマ	公立幼稚園	私立幼稚園	公立保育所	民間保育所
	<p>< 幼保連携、幼保一元化（一体化）></p> <p>近隣の幼保が連携をとり、地域の子どもを見ていく視点が大切。</p> <p>就学前の大切な幼児期に必要な教育内容が身につけられるように互いに連携していくことが大切。</p> <p>教育要領と保育指針は、ある程度育ちの到達点として一致していることが重要。</p> <p>幼保・公私、まずは、幼児同志の交流を深め、つながっていく。違いや共通する部分を認識していく。</p>	<p>< 幼保連携、幼保一元化（一体化）></p> <p>公私立幼稚園、保育所が交流の場所をもち、連絡や情報を取り合う関係を持ち、互いに補完しながら幼児教育を振興させることが大切。</p> <p>本来の役割がそれぞれあるが、幼保・公私・在家庭の枠を超えてともに担っていくべき。</p> <p>各園各所の交流や情報の共有をし、課題や問題を知り話し合う場が必要。</p> <p>多様なニーズに応えるためにも一元化を考えていく。</p>	<p>のではないか。</p> <p>< 幼保連携、幼保一元化（一体化）></p> <p>幼保、公私の交流を深め連携する。</p> <p>子どもの最善の利益を考え、すべての子どもが望ましい保育や教育を受けられるよう、まず公立の幼保で連携をより細やかに、より密度を濃くしていかなければならない。</p> <p>お互いが腹を割って話し合えるような場の中で、互いの役割分担を率直に話し合える機会があれば役割分担も明確になっていくのではないか。</p> <p>横のつながりが持てるよう、子どもの交流だけでなく職員の交流（日ごろの悩み、問題点、課題などについて）が不可欠。対幼稚園だけでなく、対私立にも言えることだが、現状では難しい。</p> <p>幼稚園での長時間受け入れ、低年齢児保育については保育所と人事も含めて交流し、共に就学前の子どもたちに関わっていけるようにしていく。</p> <p>公私、幼稚園、保育所の情報がお互い少ないのでよくわからない。</p> <p>お互い歩み寄りが必要ではないか。</p> <p>幼保一元化についてはすぐに実行するのではなく子どもの最善の利益を考えていく必要がある。</p> <p>幼保一元化などに関しては教育を担う幼稚園側の抵抗感が強いのではないか。</p>	<p>< 幼保連携、幼保一元化（一体化）></p> <p>幼稚園と保育所が完全に一体化するのであれば、組織は当然一本化されたほうが良い。しかしその為には、今でも多く残る保育所の福祉的部分、幼稚園の教育施設としての部分も一本化されなければならない。</p> <p>今後、幼稚園と保育所に同じ機能を持たせ、一体化する為には、まず、各施設の状況を十分に調べると共にそこで行われるべき活動をもっと明確にしたビジョンの基で行われなければならない。</p> <p>公平性を担保するのに、就学前教育を義務化するのも一つの方法かと思う。</p>
<p>2. 保護者負担及び公費投入額の格差是正について</p> <p>(1) 幼稚園の保護者負担</p> <p>(2) 保育所の保護者負担</p> <p>(3) 公費投入額の格差</p>	<p>< 幼稚園の保護者負担 ></p> <p>私立幼に通う家庭には助成金ではなく、減税の形で税負担の軽減を図ればよい。</p> <p>経済的理由に応じて減免措置が充実していれば公立幼の保育料を見直しても良い。</p> <p>公立幼を希望しながら私立幼に入園せざるを得なかった保護者が格差を感じている。</p> <p>保護者は、幼稚園を選ぶときには、保育料だけでなく、保育時間・保育内容・通園バス・給食・預かり保育など、いろいろなことを基準に選んでいる。単純に公立幼との保育料・諸費と比べることはできない。保育サービスを格差と捉えるのか。</p> <p>私立幼には助成金が出ている。制服・物品代・行事費・給食費・寄贈品代など基本となる保育料の比較から格差を検討。</p> <p>義務教育ではないので、一律は難しいが、できる限り平等になればよい。</p>	<p>< 幼稚園の保護者負担 ></p> <p>保護者負担の格差は0になるべき。ただし、給食・預かり保育などの特別な部分については、追加負担として仕方がない。</p> <p>幼児教育の無償化がいわれている時代に格差をなくし、教育の内容によって保護者が選択できるように。</p> <p>地域によっては私立しかないところもあり。</p> <p>不況の時代、公立への転入希望は多く、途中退園の原因になっている。</p> <p>私立とは、園運営・施設・保育内容が違うので多少保育料の差があっても当然。</p> <p>私立に通わせている家庭は公立より、より以上の内容やサービスを求めているのだから格差は仕方がないが、今の格差は多すぎる。</p> <p>保育料については、根本的な財源が違うため比べようがない。</p> <p>私立各園の保育料にも格差がある中で公私の格差是正を要求できるのか。</p> <p>公的に配慮のいる家庭に対しては別措置をとる。</p>	<p>< 幼稚園の保護者負担 ></p> <p>幼稚園教育はなくてはならない施設。高校が無料化というなら、幼児教育も公費投入は必然。低料金で利用できなければならない。</p> <p>所得により私立にいけない層もかなりあるはずなので、公立は必要である。</p>	<p>< 幼稚園の保護者負担 ></p> <p>公私幼稚園の保育料を同額にする</p> <p>公私幼稚園の保育料の差額を明確にして不足分は保護者負担とする。或は不足分を市が園に助成する。</p> <p>例：幼稚園の基本的保育料の公私差（人件費等）を保護者負担する</p> <p>例：公私保育所（幼稚園？）の児童処遇費の差を保護者負担とする</p> <p>幼稚園の保育料の公私格差はサービスの違いにより仕方がない。</p>

2 . 各施設や保護者等へのアンケート調査について (1) 公立・私立幼稚園 / 公立・私立保育所編

資料3 : 課題整理

課題テーマ	公立幼稚園	私立幼稚園	公立保育所	民間保育所
	<p>< 保育所の保護者負担 > 保育料の格差は、給食の有無、保育時間の長短などによる受益者の違いによる差なのでは。</p>	<p>< 保育所の保護者負担 ></p>	<p>< 保育所の保護者負担 > 保育料は家庭により状況が違うので格差は仕方ない。 保護者が責任を持って子どもを育てるという認識のため一定の保育料は支払うべき。 第3子の無料化は所得のあるD5階層以上では1/2、1/3保育料を徴収しても良い。 乳児保育料が高いように感じる。ただ保育料0円の家庭は少しでも徴収すべきだと思う。 前年の所得に応じて決定するが、環境がめまぐるしく変化するので状況に応じて対応してほしい。 民間は様々な購入物があり保護者負担が多いと聞く。その把握は十分できているのか。 保育料が高くて預けられず働くことも出来ない等、働きたいのに働けず、ますます格差が広がっていく。 保育所入所について、保護者が園探しに奔走する負担も減らして欲しい。</p>	<p>< 保育所の保護者負担 ></p>
	<p>< 公費投入額の格差 > 県、市から私立幼に助成金が出ているが、何に使用されているのか、保護者負担を軽減するための助成金にはならないのか。</p>	<p>< 公費投入額の格差 > 受ける教育は同じなのでできる限り格差をなくす。土儀は同じ。 税金で行われる政策は平等が当然である。 公立私立に関わらず子ども一人についての助成は一律に。 公立に対する市費の投入額が絶対に多い。使い方についての是正。 是正のポイントは、しっかりとデータを取って検討されるべき。実際の格差は？ 幼・保の現場では差はないが、補助金の差は大きい。 公私幼の格差もあるが、同じ私立であっても幼・保の支援や助成体制が大きく違う。</p>	<p>< 公費投入額の格差 > 幼稚園、保育所で施設、設備に差がある。同じ西宮の子どもなので同様に公費投入してほしい。 同じ地域の子どもであるにも関わらず、保育所と幼稚園では物的・人的環境に格差がある。公費投入額の格差は是正すべき。 同じ公立保育所でも施設・設備に差がある。同じ保育料、同じ子どもなのに疑問 公費は教育・福祉からは削らず、むしろ保育所に十分注いでほしい。 公民では人件費の差が大きい。民間で長く働き続けられるよう、また人材を集められるよう公的な補助が必要ではないか。 公立は一定の質の向上が考えられるが、民間は独自のものとなり、一律にしていくのは容易ではない。 保護者の負担や収入などが、生活の中で子どもたちにどのような影響を与えるのか、乳幼児の育ちについてのデータなど実態把握して公費投入を考えていけたらいい。</p>	<p>< 公費投入額の格差 > 子どもが育つ環境や保護者が子育てする環境に格差があることはおかしい。どの子どもも安心して育ち、保護者が何の心配も無く子育てできるように、全額を公費で負担していく 保育所は保育料の差が無いのにサービスの格差があるのはおかしい。 原則的に、同じサービスを受けたり、提供するのに金額が違うのはおかしい。保育園の場合、保育料は一緒だが、運営経費の差は職員の平均就業年数だとの説明がされる。しかし民間で公立保育所と同じ就業年数で同水準の給与を支払う事は無理だと思われるので、より良い保育が行われる為にも格差がでないような是正措置があれば良い。</p>
<p>3 . 保育所待機児童の解消について (1) 保育所施設の増設 (2) 幼稚園の活用 (3) 家庭及び地域での保育、子育て支援 (4) 認定こども園 (5) その他 (6) 幼稚園待機児童について</p>	<p>< 保育所施設の増設 > 働かざるを得ないが預けるところがないという子育ての現状から保育所を増設し、対応していく。</p>	<p>< 保育所施設の増設 > 子どもの育ちから考えると、長時間安定した保育を受けられる保育所を作ることが一番。安易に幼稚園で預かり保育(例: 7:00~)をすることは危険と考える。 厚生労働省は、保育所の運営方針を0歳児~2歳児までに制度を特化し、社会で働く子を持つ女性が安心して職場に専念できるようにすべき。今後、少子化は続き、いずれ施設はあまるのだから、安易に保育所を増設すべきではない。 年々幼児の数が減少している中で、教室を増やして</p>	<p>< 保育所施設の増設 > 民営化や幼保一元化ではなく、現行制度を変えずに保育所を増やす。 地域によってかなり差があるが、旧高須東小学校を活用し、広い駐車場を作り、遠くからでも来られるような保育所を1園つくってはどうか。 待機児童解消の見通しが無いなら、公立も増設または建て替えを行い、定員増を図るべき。 絶対数が不足していると思うが、子どもが減ったときに転用できる施設の作り方を考えないといけない。例え</p>	<p>< 保育所施設の増設 > 大幅に公費を投入して認可保育園の増設が必要。 事故につながらないようにつめこみや職員配置など基準や質が下がらないように大幅に公費を投入して認可保育所の増設が必要</p>

課題テーマ	公立幼稚園	私立幼稚園	公立保育所	民間保育所
	<p>いくことはよほどの補助がない限り無理ではないか。</p>	<p>ば老健施設との併設。いずれ子どもが減っても、老健施設として活用できるように。</p>	<p>ば老健施設との併設。いずれ子どもが減っても、老健施設として活用できるように。</p>	
	<p>< 幼稚園の活用 > 待機児童解消を急ぐあまり、保育の質がおろそかになってはいけない。公立幼の預かり保育は、公立幼のこととして考えていく。今までの幼稚園教育を求める保護者もいる。 公立幼の4歳児クラスの抽選の取りやめ、短時間保育を希望する4・5歳児を受け入れ、その分保育所で0・1・2歳児を受け入れる。 幼稚園の預かり保育が待機児童をなくす解決策ではない。 空き施設の有効活用などニーズにこたえていく必要があると感じる。</p>	<p>< 幼稚園の活用 > 親子の絆を深めることが大切なので、幼稚園の預かりが妥当。私立幼が預かり保育で協力している。 幼稚園の施設利用としては設備などの理由から、3歳未満児の受け入れについては慎重にならざるを得ない。現状としてできることは限られているが、空き教室・預かり保育の活用は可能。 預かり保育実施においては、実態に応じて人件費に関わる補助があれば長期休業中などの預かり保育も実施可能となる。現状では多くの園が人的リスクを背負っている。 子どもの預かるための環境について考え、預かり保育を実施すべき。幼稚園の施設を提供して小学生を夜まで預かるシステムには疑問である。 私立幼では4、5歳児は受け入れ可能。 私立幼の定数の緩和。</p>	<p>< 幼稚園の活用 > 預かり保育をしている幼稚園も増えているが、公立での実施も増えれば解消できる家庭もあるのではないかと。 待機児童の大半が乳児なので、幼稚園での預かり保育がどれだけ有効か疑問。 公立幼でも3歳児保育を行い、意識改革を行うべき。保育時間も必要な子どもは長くする。低年齢児の待機を減らせるよう、育休を3年とった人を優先に入れることを条件にして、合わせて企業への働きかけを進めていく。 小学校や幼稚園の空き教室の利用。施設の改善は必要。隣接する幼保で出来ないか。 公立保は幼稚園では受け切れない支援を要する子どもを受け入れている。本来働かなくてもいい保護者が保育所に入所するために働きに出ていることもあり、必要な子どもが入っていないのではないかと。幼稚園も同じような受け入れができないか。</p>	<p>< 幼稚園の活用 > 施設によって違うとは思いますが、幼稚園の預かり保育が開園日数、時間などで待機児童の受け皿になりうるのか、市内の出生数、施設の定員などを考えて、将来、子どもの取り合いになるような事態はあまり好ましくないと思う。 待機児童が解消するまでの間だけ公立幼稚園の空き教室を活用する等、組織に関係なく子ども達のために施設の有効活用をすべきである。 現在の待機児童の9割は0、1、2歳児で占められているため、定員割れしている公立幼稚園を乳児の保育所として民営化する。</p>
	<p>< 家庭及び地域での保育、子育て支援 > 成功例はあまり聞かない。職員やカリキュラムを一本化するのは難しい。 組織の違いからスムーズに機能していない。 国の動向もあるが、実施に向けて検討していく。</p>	<p>< 家庭及び地域での保育、子育て支援 > 私立幼などでの一時保育や預かり保育があることをもっと伝えていくべき。市や地域を通して、児童館でもさまざまなプログラムを実施していることを広めていくべき。 幼稚園を地域に開放し、地域の子育て支援の拠点にしてはどうか。 施設を増やしても、施設に余裕があるから働こうという安易な考えで入所希望する懸念がある。単にどこかの施設に入れるだけの施策ではだめ。誰が根本的に育てていくのか考えるべき。親自身で子育てをすることも重要。男性の意識改革も必要。 金銭的・社会的・精神的サポートを親が受けられることで、子どもが小さい間ゆったりとした気持ちで家庭にいられるようにしていくことが子育て支援に必要。 0歳児は家庭に返し、子育てできる環境にしていく。そして保育所に入所しない分(年間240万円)保護者に支給する。</p>	<p>< 家庭及び地域での保育、子育て支援 > 待機児童は多いが、必要性の高さ、内容は家庭によって違うように思う。様々な施設を有効活用し、ニーズに合わせた保育を受けられるようにすべき。 地域における潜在的な力の活用(保育士経験、子育て経験のある人材、お年寄りなど)の掘り起こしも有効ではないか。 子どもが減ったときのことを考え、既存施設や地域の力を活用していくことが大切。</p>	<p>< 家庭及び地域での保育、子育て支援 > 認定子ども園は保育所側から有意な運営体制を作ると待機児童解消の1つになるかもしれない 待機児童対策の為にだけに考えられたと思われる認定子ども園制度には未だ考える余地が残されているように思う。</p>
	<p>< 認定子ども園 > 成功例はあまり聞かない。職員やカリキュラムを一本化するのは難しい。 組織の違いからスムーズに機能していない。 国の動向もあるが、実施に向けて検討していく。</p>	<p>< 認定子ども園 > 教育委員会と福祉グループが協働し、「認定子ども園」の助成・運営の取り組みを明確にし、幼稚園にも示す。 幼稚園が幼稚園型認定子ども園への移行を図っていく。しかし、幼稚園構造などが多岐にわたる書類審査項目で移行が難しい園も出てきているので、移行が図りやすい審査(手続)のあり方について再考してほしい。</p>	<p>< 認定子ども園 > 認定子ども園は現実的に難しいと思うが、3歳児対象の支援事業も行われているので、2、3歳児対象の保育所として併設することも考えられるのではないかと。 認定子ども園は整理できていない。すぐの導入は考えないほうがよい。子どもにとっての最善の利益は何かを考えてから導入すべき。 認定子ども園を進めるにあたっては同じ組織で検討し、進めていくことが望ましい。新たに独自の裁量、権限をもつ組織を立ち上げるほうがスムーズ。 すべての施設(公私幼保問わず)で保護者の状況に</p>	<p>< 認定子ども園 > 認定子ども園は現実的に難しいと思うが、3歳児対象の支援事業も行われているので、2、3歳児対象の保育所として併設することも考えられるのではないかと。 認定子ども園は整理できていない。すぐの導入は考えないほうがよい。子どもにとっての最善の利益は何かを考えてから導入すべき。 認定子ども園を進めるにあたっては同じ組織で検討し、進めていくことが望ましい。新たに独自の裁量、権限をもつ組織を立ち上げるほうがスムーズ。 すべての施設(公私幼保問わず)で保護者の状況に</p>

2. 各施設や保護者等へのアンケート調査について (1) 公立・私立幼稚園 / 公立・私立保育所編

資料3：課題整理

課題テーマ	公立幼稚園	私立幼稚園	公立保育所	民間保育所
	<p><その他> 家庭保育所や無認可保育所が認可されることも対処法のひとつでは。</p>	<p><その他> 学童への協力も要請。 待機児童の多い地域の重点的対応が望まれる。 施設のみならず、「人」の有効利用を考えてほしい。 長期的展望を持って投資してほしい。</p>	<p>応じた保育時間で保育できるようにする。非就労者は午前中のみ、就労、疾病他は必要な時間まで。保育者はその施設限定など、認定こども園とは違う取り組みで。</p> <p><その他> 待機の多い1、2歳児について、特に乳児(0・1歳児)は家庭的な少人数で保育することが望ましいので、保育ルームや個人の家庭での預かりをバックアップする方法が考えられないか。 午前8時半から午後4時半までの子どもは幼稚園、朝早くから夕方遅くまでの保育を要する子どもは保育所など線引きも必要ではないか。 施設をいくら増やしても保育士が足りない。入所の段階で本当に要保育家庭であるかどうか見極めることが必要。 入所している家庭の見直しも必要。 育休の保護者に対しては、長時間保育をするのではなく、子育て支援などの行事に参加するようにしてはどうか。 保育所は現在でも定員以上を受入れており、子どもの発達にとって必ずしも望ましい環境ではない。</p>	<p><その他></p>
	<p><幼稚園の待機児童について> 公立幼の廃園・年長児の定員を決めることに疑問がある。入れないがために待機児童を作り出しているのでは。 自由園区という事で希望園に入れず、校区外の園に通うケースもある。</p>	<p><幼稚園の待機児童について></p>	<p><幼稚園の待機児童について></p>	<p><幼稚園の待機児童について></p>
<p>4. 組織のあり方について (1) 組織の統一 (2) 幼保小の連携</p>	<p><組織の統一> 「子育てするなら西宮」「文教都市西宮」のスローガンを掲げていることから、こども部は教育委員会にすべき。0歳～3歳児は福祉局、4・5歳児はすべて教育委員会とするのがよい。 組織はそのままよい。子どもの育つ環境が異なるので、それぞれにふさわしい保育がなされることが大切。 幼稚園は学校教育の第一歩として位置づけられていることや幼小連携を重視する意味からも文部科学省がよい。 情報交換は必要であるが、一元化するには解決する問題が多く、困難である。</p>	<p><組織の統一> 市として窓口は一本化。 関連機関が情報を共有し、調整を図りながら、総合判断していくことは必要。 子どもを預かる同じ現場として、しっかりと子どもの将来を見据えた方向性をきっちりと打ち出してもらうべきである。 管轄が違うということで区別するのではなく、同じ部分、違う部分を調整しながら共に手を携えていくべき。 教育内容が同じだといわれるが、まだまだクラス編成や園児数の違いがあるので、国レベルの統合は難しい。</p>	<p><組織の統一> 利用する保護者からしては(組織が分かれているのは)ややこしい。 西宮の子どもをどのように幸せにしていこうかを考えたときには教育委員会と福祉部局が一緒になって考えていくのがよい。 厚労省と文科省の壁は高い。特に障害児の受け入れについて捉え方、考え方の違いが大きく、歩み寄りが難しい。市教委の幼児教育関係とこども部が独立した組織を作れば、連携も取りやすく共通理解しながら進めていけるのではないか。 養護と教育の差は大きいですが、子どもが安心して過ごせるような保育所・幼稚園を一緒に考えられるといい。 子どもに携わる組織を一本化すれば教育と福祉でおこる差が減るのではないか。(保育内容や施設の環境) 2階部分が使用されていない保育所がある。幼稚園だと使用可能だったのに制度の違いから保育所では使用できない。組織を統一し、まとめて行かないといけない。 組織が違うとお金の使い方が違う。</p>	<p><組織の統一> 市の担当部局を統廃合する。 就学前児童対応の部門を作る 子どもたちのことを第一に考え、隔たりの無く総合的に子どもの事を考えていく、柔軟な別組織があってもよいのではないか 組織間の壁がかなり厚いように思える</p>

課題テーマ	公立幼稚園	私立幼稚園	公立保育所	民間保育所
			<p>教育委員会と福祉部局、どのような連携ができるのか知りたい。</p> <p>保育に関わる部署はなくさないで直接的に接してほしい。公立の民営化反対。公立・私立を背後で支えてくれる、保護者にとっても直接の窓口であってほしい。</p> <p>国のあり方には賛成できない。保育制度を大きく変えることになり福祉の考え方がなくなってしまうため。</p>	
	< 幼保小の連携 >	<p>< 幼保小の連携 ></p> <p>スムーズに就学できるように幼・保・小の連携を図っていく。</p>	<p>< 幼保小の連携 ></p> <p>幼保小のつながりも定着しつつあるが、各地域で内容に大きく差があり、3者が同じ思いになるには難しさを感じる。また連携推進委員会も中身のあるものにしていけないか。</p> <p>お互い協力が必要。つながり事業などあるが形だけになっているところもあるように思う。</p> <p>幼小の連携は今までの積み重ねがあり小学校側も理解しているが、保育所についてはあまり理解してもらえていないように感じる。校長や教師の方にも保育所にもっと目を向けてほしい。</p> <p>幼保小の連携で保育所が同等でないように感じる。特に教師は小学校に入るまでにこういうことをしておいて欲しい、それに関しては幼稚園のほうがより近いという発言を聞いたことがある。5歳児は小学校の前段階ではなく、まず保育所や幼稚園での経験の積み重ねがあり、その次に小学校があると考えるべきではないか。</p>	< 幼保小の連携 >
	<p>< その他 ></p> <p>組織の枠にとらわれずに話し合いをすすめ、歩み寄ることが必要なのでは。</p> <p>近隣の幼・保が連携を取り、地域みんなで子どもを見ていく視点が大切。</p>	< その他 >	<p>< その他 ></p> <p>管轄が違うだけで入り込むことができない壁がある。交流という「形」はとっているが、「子どもにとって何か大切か」「最善の利益とは」「保育内容の具体的なこと」「保育所での教育面での位置付けの理解」等、社会全体で乳幼児期の子どもについて、大事な時期の本質的なことを全く話し合いが出来ていない。ジレンマを感じる。</p> <p>幼稚園教育と保育所保育の違いは歴史的成り立ちが違う。役割も違っているが、子どもたちにとっては代わりない。両者を一緒にすることはエネルギーのいることだが、互いの立場を理解した上で、人事交流などしていきながら連携を深め、それぞれの役割や違いを認識し、子どもを育てていくことが大事である。</p>	< その他 >
5. 特別支援教育について		<p>障害のある子どもたちの支援をより広め、障害のある子どもたちが過ごし生活を知ることができる施設について深めていってほしい。</p> <p>相談の窓口が明確でない。</p> <p>保育に難しさを感じる子どもが増えている。幼稚園としての補助教諭を受け入れ特別支援の体制作りをしていく。小学校との連携も重要になってくるので、専門の</p>		

2. 各施設や保護者等へのアンケート調査について (1) 公立・私立幼稚園 / 公立・私立保育所編

資料3：課題整理

課題テーマ	公立幼稚園	私立幼稚園	公立保育所	民間保育所
		<p>コーディネーターなどの派遣の頻度を高め、保護者の意見交流の際などに療育機関へつなぐことも考えていく。</p>		
<p>6. 子育て環境全般について</p>		<p>保育所増設のための多額の施設投資をするのではなく、企業に育休を取得できるように対応してもらい、企業への公的助成が必要。</p>	<p>施設を増やすだけでいいとは思わない。親子で過ごせる、子育てしやすい社会も必要(特に超低年齢児が保護者から離れ長時間過ごすことには疑問)。育児休業が実績として取れるシステムづくりなど様々な面から見ていくことがいると思う。</p> <p>育休を長くとって、子どもと一緒にいたい人も、保育所に入るために育休を切り上げているのが現状。せっかくの制度が活用されていない。入所するために早く働きにでるとい現象が起こっている。</p> <p>在家庭の子どもに対して、もっと支援が必要だと思いが、保育所として現状以上は難しい。ただ、公立が積み上げてきた乳児保育を在家庭に活かせるように「健やか赤ちゃん訪問事業」にベテラン保育士が同行したり、各大学の地域子育て支援センターと連携するのはどうか。</p>	<p>幼保、公私、在家庭に拘わらず国が公的に責任を持って(長期的視点を持って)子どもを健やかに育てていく事が大切である。</p> <p>国、自治体が公的に責任を持つということが大前提にあり、あらゆる面から「人を育てる」ことを考えた上で議論が深められていかなければいけない。</p>
<p>7. 今後の審議会に期待すること</p>	<p>審議委員会には、幼稚園や保育所の職員も入れるべき。</p> <p>公立幼は地域に根ざし、家庭や地域の学校と連携した研究をすすめてきた点を考慮し、重視してほしい。</p>	<p>制度やお金の話に終始するのではなく、より良い保育を模索するところが着眼点でありますように。</p> <p>制度面のことだけでなく、次世代と連携して子どもの遊び場のことや子ども社会の見直しなど画期的な取り組みを期待している。</p> <p>“子育てするなら西宮”をキャッチフレーズに終わらせず、広い視野にたって他に誉れる街づくりに期待。</p> <p>西宮の実情にあった、市民の望む幼児教育の実現に向け大いに期待できるし、参画していきたい。</p>	<p>現場の声をすくい上げる機会もお願いしたい。</p>	<p>私立の幼稚園、保育所にとって児童を確保しなければ運営が成り立たないので、両方にとって、また子ども達にとって良い方法を模索できれば良いと思う。</p>

(2) 保護者・市民等編

課 題	保護者・市民
<p><u>1. 幼稚園と保育所、公立と私立、在家庭の役割分担について</u></p> <p>(1) 公私の役割分担 (2) 幼保の違い (3) 保護者ニーズの合わせた保育サービス (4) 幼保連携</p>	<p>< 公私の役割分担 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立は地域に必要な存在。他市からの転入でも自然とつながりができる。 ・兄弟が多く、母親が就労できず、安い保育料である公立幼に入園できない現実に問題あり。 ・公立幼は、徒歩圏内で行けることが重要。 ・公立幼は、地域の教育力を生かした幼児教育の実践をしていく。 ・納税の義務を果たしている市民のために公立幼の2年保育の全入。 ・転出入が多い西宮では公立幼は絶対必要。 ・幼小連携は、公立幼がすすめている。 ・公立幼はその園を生かした保育の研究を重ねてきている。そのことが幼児教育の財産である。 <p>< 保護者ニーズに合わせた保育サービス ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てしやすいと聞いて引っ越してきたのに、園を探すのに苦労した。これ以上減らすことはない。
<p><u>2. 保護者負担及び公費投入額の格差是正について</u></p> <p>(1) 幼稚園の保護者負担 (2) 保育所の保護者負担 (3) その他の保護者負担 (4) 公費投入額の格差 (5) その他</p>	<p>< 幼稚園の保護者負担 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・専任や補助・フリーの先生などがいたり、給食などもあったり公私の格差はあって当然。 ・格差を感じているのは、通わせている園に満足できていないからなのでは。 ・本当に通わせたい人のみ行けるようになれば保育料を高いと感じることはない。 ・保育時間、保育内容などれをとっても異なり、私立幼の特色など納めし、見合った保育料であると思って子どもを預けているのだから格差があって当然。 ・私立幼の特色を格差とはとらえにくい。 ・保育料の格差は、保護者へのサポート体制格差である。 ・幼児教育における義務化が必要。 ・公立幼の保育内容を充実することで格差はなくなる。 <p>< 公費投入額の格差 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育の機会を保障するため将来的には公私問わず無償に。 <p>< その他 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立幼がなくなると私立幼の保育料が高くなり、余計負担がかかるのでは。
<p><u>3. 待機児童の解消について</u></p> <p>(1) 保育所施設の増設 (2) 幼稚園の活用 (3) 家庭での保育 (4) 認定こども園 (5) その他</p>	<p>< 保育所施設の増設 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 24 条で保育が必要な子どもの保護者から申し込みがあれば、市町村は「保育所を置いて保育しなければならない」と明記され自治体の義務である。 ・私有地の提供、国有地の無償提供 ・最低基準緩和ではなく、「子どもの権利条約」に謳われている「子どもの最善の利益が守られる」状況にすべき。 <p>< 認定こども園 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場を知らないもの同士でスタートしていないか。課題が多いだけではないか。 <p>< その他 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童は保育所に限った話ではなく、幼稚園にも存在する。 ・公立幼が希望するすべての幼児を受け入れればなくなるのでは。(保護者ニーズは2, 3年保育) ・公立に入れないから私立幼の3年保育に、でもそれも無理なので保育所に申し込んで仕事を探すというような家庭もあり、単に待機児童の数だけを問題にすることはどうかと思う。 ・老健施設に保育所を併設。 ・公私幼稚園とも3年保育にする。

資料3：課題整理

課 題	保護者・市民
<u>4．組織のあり方について</u> (1) 組織の統一 (2) 幼保小の連携	<組織の統一> ・ 幼保を一元化すれば、待機児童など問題が解決できるのか。
<u>5．特別支援教育について</u>	・ 公立幼が保護者や専門機関と連携を取りながら担っている。
<u>6．子育て環境全般について</u>	・ 子どもが生まれる前から保育所や幼稚園の心配をしなくてはならない状況であることを何とかしてほしい。 ・ 乳幼児期に子どもと一緒にいることができる社会（女性の再就職、勤務時間の短縮など）づくりが大事。
<u>7．審議会に期待すること</u>	・ 子ども手当も支給されるが、お金だけではなく子育て環境の改善を。
<u>8．その他</u>	・ 市立幼を減らしたら延長保育や給食などのことも考えてほしい。

1. 作業部会について 作業部会の設置と進め方（案）

課題の分類について

諮問6項目	
1.	幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について
2.	地域における保育サービスの提供について（地域バランス・適正配置）
3.	保育所待機児童の解消に向けた方策について
4.	保護者負担の格差是正および公費投入のあり方について
5.	特別支援教育、障害児保育のあり方について
6.	行政組織・推進体制の一元化について

作業部会の設置案（平成22年度）

項目	部会名	内容
1 2 3	適正配置部会	幼稚園や保育所、子育て支援施設等の役割や機能を検討した上で、保護者や地域のニーズ・児童数・施設数・施設の容量・待機児童の状況等による適正配置を審議する。特に公立幼稚園をどのように活用するのか、認定こども園や保育所への施設の転用も視野に入れ、幼保の連携も含めて検討する。なお、喫緊の課題としては、保育所の待機児童解消があげられる。
1 5	（特別支援教育）	特別支援教育については、課題整理をした上で、審議会に提案する。具体的な内容は、次年度以降に検討する。
1 4	格差是正部会	公私間格差や施設間格差、在家庭との格差等について、保護者負担、公費投入、保育サービス等の観点から、定義や基準の考え方を整理したうえで、どのように是正すべきか検討する。なお、喫緊の課題としては、幼稚園の保護者負担の公私間格差是正があげられる。

作業部会の構成案（平成22年度）

区 分		氏 名	適正配置部会	格差是正部会
委 員	施設関係団体	出原 大		
		内田 澄生		
	子育て支援団体	熊谷智恵子		
		前田 公美		
	公募委員	濱嶋 好美		
		村上美也子		
	学識経験者	上中 修		
		倉石 哲也		
		酒井修一郎		
		寺見 陽子		
オブザーバー	公立施設関係者、学識経験者等	（必要に応じて）		

資料4：審議会の進め方

2. 審議会スケジュール（全体）

西宮市幼児期の教育・保育審議会スケジュール（案）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
審議会			7/20 第1回 ・西宮市の現状 ・課題整理の結果 ・審議の進め方（作業部会）	8/30 第2回 ・作業部会現状報告 アンケート調査について 公費投入と保護者負担の 格差について		第3回 ・公費投入と保護者 負担の格差について	第4回 ・公費投入と保護者負担の 格差について（まとめ） ・地域バランスについて ・アンケート調査単純集計結果 ・特別支援教育について		第5回 ・地域バランス 適正配置について ・中間報告（案） 第6回 ・中間報告まとめ		
(仮称) 適正配置			8/6 第1回：現状把握と アンケート調査について			第2回：地域バランスと 待機児童の解消について			第3～4回：地域における適正配置・適正規模 について（待機児童の解消、幼保の連携）		第5回：地域における適正配 置・適正規模について（まとめ）
(仮称) 格差是正			8/4 第1～3回：現状把握、公費投入と保 護者負担格差の考え方について			第4回：公費投入と保護者負担の格差 （審議会での検討内容を受けて内容精査）			第5回：保育サービスの格差と幼 児教育について（まとめ）		
特別支援教育											
課題整理											
大学調査・研究											
議 会											

酒井委員と事務局で、課題整理等を行ない、原案を作成。
その内容を第4回審議会にて審議予定。

単純推計
報告

3. 大学への調査・研究委託の概要（案）

委託先	武庫川女子大学 倉石研究室
調査の目的	「西宮市幼児期の教育・保育審議会」において、今後の本市の幼児期における教育・保育のあり方について、調査・審議するにあたり、保護者ニーズ等を的確に把握するため、アンケート調査を実施する。
委託内容	アンケート調査を実施。その調査結果を分析し、審議会における基礎資料とするため、その資料を作成する。
調査対象者	保護者（保育所・幼稚園利用者及び在家庭） 現場職員（保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等） 施設（幼稚園、保育所）
調査方法	保護者：無作為抽出（7,000人程度） 現場職員：任意抽出（500人程度） 施設：全施設対象（幼稚園61園＋保育所50園＝合計：111園）
スケジュール	<p>～ 9月下旬 調査項目・調査票の作成</p> <p>10月上旬 調査票発送</p> <p>11月上旬 回収・集計作業</p> <p>12月上旬 単純集計報告</p> <p>1月～2月 調査結果の分析</p> <p>3月末 報告書作成・完成</p>

4．用語の解説

今回の審議会では教育委員会と健康福祉局が所管を超えて審議をしていくものであるが、教育・保育という中で、双方が意図するものが違っていたり、同じ用語を違う意味合いで使っていたりすることが多々あるため、今後の審議において、お互いが共通認識・共通理解を持つため、便宜上、次の用語に関しては原則としてここに掲げる意味で使うものとする。

用語	意味・解説
幼児期	0歳から小学校就学前までを意味する。 なお、この審議会では、幼児期つまり乳児（0～1歳未満）と幼児（1歳から小学校就学前）を対象とする。
「教育」と「保育」	保育園においても「教育」、幼稚園でも「保育」という概念をもっている。保育所では、生活を重視しつつ「保育」の中に「養護」と「教育」を一体的に展開している。幼稚園では、以前から「教育（＝保育）」の中に取り入れられていた「養育」が文言として表現されるようになった。
幼児期の教育・保育	小学校就学前の教育及び保育を意味する。
幼児教育	広い意味では、幼児が生活するすべての場（家庭、地域、幼稚園・保育所等）において行われる教育も含まれるが、ここでの「幼児教育」とは、幼稚園や保育所等で行うものを意味する。
保育所	親が就労等により保育できない子どもを保育する場であり、より「家庭」に近い雰囲気や長時間過ごせるように配慮し、「生活の場」という役割を持つ。「子どもを預ける」という考え方から「教育・育ちの場」としての取り組みを充実させている。なお、単に保育所といった場合は、認可保育所を指す。認可外保育施設は含まれない。
幼稚園	幼稚園は小・中学校などと同じように、学校教育法に定められた「学校」であり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳から小学校就学までの幼児を保育し、その心身の発達を助長することを目的とする。比較的短時間での活動で、「生活の場は家庭」という考え方があるが、現在では保護者の子育て支援を目的とする預かり保育などの選択肢もあり、実態や考え方はさまざまである。
在家庭	保育所や幼稚園などに日常的に通わず、子育てをしている家庭をさす。